

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号及び西相制第2号）

（実施時期）

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

（料金等の適用に関する経過措置）

第2条 この約款実施前に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）の「電気通信事業法第38条の2第2項及び第4項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款（平成9年営企第300号、以下「旧約款」といいます。）」の規定により生じた料金等、預かり保守等契約に基づく負担額及びその他の債務の支払い（旧約款第71条（網使用料の精算）及び第72条（接続料金等の遡及適用）に係るものを含みます。）のうち、当社の指定電気通信設備との接続に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取扱います。

（損害賠償に関する経過措置）

第3条 この約款実施前に、旧約款第12章（損害賠償）の規定によりその事由が生じた指定電気通信設備との接続に関する損害賠償の取扱いのうち、当社の指定電気通信設備との接続に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから引継ぐものとし、その取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

（網使用料に関する経過措置）

第4条 次表に掲げる機能に係る網使用料については、料金表第1表第1（網使用料）の規定にかかわらず、平成13年3月31日までの間、なお網改造料とみなして取扱うこととします。

機 能	内 容	備 考
(1) 活用型PHS端末からのデジタル通信モード接続機能	当社の電気通信設備を経由して活用型PHS事業者のPHS端末とデジタル通信モードにより接続する機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）の1-1の第13欄に規定するPHS接続装置で付与する機能を除きます。）	活用型PHS事業者に適用します。
(2) 活用型PHS事業者と携帯・自動車電話事業者との接続機能	当社の電気通信設備を経由して活用型PHS事業者の電気通信設備と携帯・自動車電話事業者の電気通信設備を接続する機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）の1-1の第16欄に規定するPHS接続装置で付与する機能を除きます。）	活用型PHS事業者又は携帯・自動車電話事業者に適用します。
(3) 活用型PHS事業者と接続型PHS事業者との接続機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と、接続型PHS事業者の電気通信設備を当社の電気通信設備及びPHS接続地域事業者の電気通信設備を経由して接続する機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）の1-1の第17欄に規定するPHS接続装置で付与する機能を除きます。）	活用型PHS事業者又はPHS接続地域事業者に適用します。
(4) PHS事業者と中継事業者との接続機能	当社の加入者交換機及び中継交換機を経由して又は当社の中継交換機のみを経由してPHS事業者の電気通信設備と特定の中継事業者の電気通信設備を接続するための機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）の1-1の第22欄に規定するPHS接続装置で付与する機能を除きます。）	活用型PHS事業者、PHS接続地域事業者又は中継事業者に適用します。

<p>(5) IGS交換等機能</p>	<p>協定事業者と接続する場合に必要な次の機能 ア IGS及びこれに付随するソフトウェア イ ア項に付随して必要となる加入者交換機のソフトウェア等 ウ 加入者交換機のソフトウェアのうちPHS接続機能に付随するソフトウェア等</p>	<p>中継事業者、活用法PHS事業者、PHS接続地域事業者、携帯・自動車電話事業者、端末系事業者、国際系事業者又は無線呼出し事業者に適用します。</p>
<p>(6) 災害時優先電話接続機能</p>	<p>協定事業者の電気通信設備と当社の中継交換機の相互間で優先信号を送受信することにより、重要通信を確保する機能</p>	<p>中継事業者、PHS接続地域事業者又は携帯・自動車電話事業者に適用します。</p>
<p>(7) 気象情報提供機能</p>	<p>協定事業者と接続して、177又は市外局番+177の接続番号を受信して、当社の天気予報サービスに接続する機能</p>	<p>活用法PHS事業者、PHS接続地域事業者、携帯・自動車電話事業者、中継事業者、端末系事業者又は国際系事業者に適用します。</p>
<p>(8) ID自動送出機能</p>	<p>協定事業者の契約者が発信した通信を発信側の加入者交換機で自動的に識別する機能</p>	<p>中継事業者に適用します。</p>
<p>(9) 中継交換機接続による番号案内機能</p>	<p>中継交換機において端末系事業者と接続して、その事業者の契約者回線から104の接続番号を受信して、当社の番号案内サービスに接続する機能</p>	<p>端末系事業者に適用します。</p>
<p>(10) 中継事業者と衛星系事業者との接続機能</p>	<p>当社の中継交換機を経由して中継事業者の電気通信設備と衛星系事業者の電気通信設備を接続する機能</p>	<p>中継事業者又は衛星系事業者に適用します。</p>
<p>(11) 020接続機能</p>	<p>携帯・自動車電話事業者の新しい契約者回線番号を利用できるようにする機能</p>	<p>携帯・自動車電話事業者に適用します。</p>
<p>(12) 端末系事業者に係る全国着信接続機能</p>	<p>端末系事業者の電気通信設備と当社の中継交換機とを接続して当該端末系事業者の事業区域外の地域における当社の契約者回線に着信する機能</p>	<p>端末系事業者に適用します。</p>
<p>(13) 端末系事業者との中継交換機接続におけるデジタル通信機能</p>	<p>当社の中継交換機と端末系事業者の電気通信設備との間をデジタル通信モードで接続する機能</p>	<p>端末系事業者に適用します。</p>
<p>(14) 活用法PHS事業者と端末系事業者との接続機能</p>	<p>端末系事業者の電気通信設備と当社の中継交換機を接続して、当該端末系事業者の電気通信設備と当社の電気通信設備、当該端末系事業者の電気通信設備と他の端末系事業者の電気通信設備及び当該端末系事業者の電気通信設備と活用法PHS事業者の電気通信設備を接続する機能</p>	<p>活用法PHS事業者又は端末系事業者に適用します。</p>

(15) 060接続機能	PHS事業者の新しい契約者回線番号を利用できるようにする機能（第16欄に規定する機能を除きます。）	活字型PHS事業者、PHS接続地域事業者に適用します。
(16) 070接続機能	PHS事業者の新しい契約者回線番号を利用できるようにする機能	活字型PHS事業者に適用します。
(17) 接続型PHS端末からのデジタル通信モード接続機能	接続型PHS事業者のPHS端末から毎秒32キロビットでデータ通信を行うための機能	PHS接続地域事業者に適用しません。
(18) 国際系事業者と活字型PHS事業者との接続機能	当社の電気通信設備を経由して国際系事業者の電気通信設備と活字型PHS事業者の電気通信設備を接続する機能	国際系事業者に適用します。
(19) 国際系事業者と接続型PHS事業者との接続機能	当社の電気通信設備を経由して国際系事業者の電気通信設備と接続型PHS事業者の電気通信設備を接続する機能	国際系事業者に適用します。
(20) 国際系事業者とのISDN接続機能	総合デジタル通信サービス契約者と国際系事業者の電気通信設備を接続する機能	国際系事業者に適用します。
(21) アナログ一般端末への応答信号の返送	国際系事業者への発信呼について、当社のアナログ端末（但し、公衆電話、ピンク電話、カード式ピンク電話を除く）に対し応答番号を返送する機能。	国際系事業者に適用します。
(22) 接続型PHS事業者と携帯・自動車電話事業者との接続に係る機能	当社の中継交換機及びPHS接続地域事業者の電気通信設備を経由して接続型PHS事業者の電気通信設備と携帯・自動車電話事業者の電気通信設備を接続する機能	PHS接続地域事業者又は携帯・自動車電話事業者に適用します。

2 前項の場合において、NTTが平成10年3月31日以前に提供を開始した機能の料金額については、料金表第1表第2（網改造料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次条の表の規定によることとし、平成10年4月1日以降に提供を開始した機能の料金額については、料金表第1表第2（網改造料）の2（料金額）の規定によることとします。この場合において、当該機能を使用する協定事業者の数が増減したとき又はその機能の増減設若しくは改修があったときであっても、なお同様に取扱います。

（網改造料の算出式に関する経過措置）

第5条 料金表第1表第2（網改造料）1（適用）の1-1（網改造料の対象となる機能）に規定する機能であって、NTTが平成10年3月31日以前にその提供を開始したものの料金額については、料金表第1表第2（網改造料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表の規定によることとします。この場合において、当該機能を使用する協定事業者の数が増減したとき又はその機能の増減設若しくは改修があったときであっても、なお同様に取扱います。

網改造料の算定に用いる年額料金の額は、「電気通信事業法関係審査基準」（郵政省平成6年9月22日達第2号）別紙に定める「電気通信料金算定要領」に規定する料金算定方式Bに準じ、各機能の対象設備の創設費（ソフトウェア、電力、局舎及び土地を含みます。以下同じとします。）に基づいて算定します。

(1) 年額料金の額は次のアからオの合計とします。

種類	算出式
ア 通信用建物に係る年額料金	年額料金＝(減価償却費＋報酬＋調整額＋税金)×(1＋貸倒率)
イ 土地に係る年額料金	年額料金＝(報酬＋調整額＋税金)×(1＋貸倒率)
ウ 電力設備に係る年額料金	年額料金＝(減価償却費＋保守運営費＋報酬＋調整額＋税金)×(1＋貸倒率)

エ ア又はウ以外のハードウェアに係る年額料金	年額料金＝(減価償却費＋保守運営費＋報酬＋調整額＋税金)×(1＋貸倒率)
オ ソフトウェアに係る年額料金	年額料金＝(減価償却費＋保守運営費＋報酬＋調整額＋税金)×(1＋貸倒率)

- (7) 減価償却費は次の算出式により算定します。
 減価償却費＝(当該設備の創設費－残存価額)×(1／法定耐用年数)
- (イ) 保守運営費は次の算出式により算定します。
 保守運営費＝当該設備の創設費×保守運営費比率
- (ウ) 報酬は次の算出式により算定します。
 報酬＝((当該設備の創設費×残高率×(1＋対象設備のレートベース付加率)) ＋ (保守運営費×当該設備の料金回収期間×1／12)) ×報酬率
- (エ) 調整額は次の算出式により算定します。

① 上記ア欄の場合

調整額	＝	当該対象設備の利用に係る事業年度の前々事業年度における減価償却費、報酬、調整額及び税金を合算したものに、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2－3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額	－	当該対象設備の利用に係る事業年度の前々事業年度に適用した年額料金
-----	---	--	---	----------------------------------

② 上記イ欄の場合

調整額	＝	当該対象設備の利用に係る事業年度の前々事業年度における報酬、調整額及び税金を合算したものに、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2－3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額	－	当該対象設備の利用に係る事業年度の前々事業年度に適用した年額料金
-----	---	--	---	----------------------------------

③ 上記ウ欄からオ欄の場合

調整額	＝	当該対象設備の利用に係る事業年度の前々事業年度における減価償却費、保守運営費、報酬、調整額及び税金を合算したものに、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2－3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額	－	当該対象設備の利用に係る事業年度の前々事業年度に適用した年額料金
-----	---	--	---	----------------------------------

- (オ) 税金は次の算出式により算定します。
 税金＝固定資産税＋利益対応税
- (カ) 固定資産税は次の算出式により算定します。
 固定資産税＝当該設備の創設費×残高率×固定資産税率
- (キ) 利益対応税は次の算出式により算定します。
 利益対応税＝報酬×利益比率×利益対応税率
- (ク) 年額料金の算定に係る比率は、以下に規定するもののほか、料金表第1表（

接続料金) 第2 (網改造料) 2 (料金額) 2-3 (年額料金の算定に係る比率) に規定する貸倒率によります。

区 分		内 容
保守運営費比率	(1) (2)以外の場合	0.066
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	0.055
レートベース付加率		0.055
報酬率		0.0414
利益比率		0.553
利益対応税率		1.008

(2) 個別管理が可能な電気通信設備に係る年額料金のうち、減価償却費相当額については、負担する期間を利用開始の日が属する暦月から法定耐用年数を経過する日が属する暦月までの期間とし、保守運営費、報酬、調整額及び税金については法定耐用年数経過後においても継続して負担を要します。この場合において、附則第7条 (更改に関する経過措置) に基づき更改した場合には、協定事業者は、更改後に新たに算定した減価償却費相当額の支払いを要することとします。

(3) 前号に該当する設備について、協定事業者が除却費を個別に支払う場合には、保守運営費から除却費相当額を控除します。

(接続用設備の設置又は改修に関する経過措置)

第6条 接続申込者は、附則第4条に規定する機能に係る接続用設備の設置又は改修を申込み場合には、第24条 (申込みに必要な資料の提出) に規定する資料の提出を要します。

ただし、附則第4条に規定するIGS交換等機能に係る接続用設備の設置又は改修を申込み場合には、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの收容回線数、相互接続点ごとの接続対象地域、回線開通を希望する時期、単位料金区域ごとの発着呼量、市内局番ごとの発着呼量及び相互接続点における回線需要予測等に関する資料の提出を要します。

(更改に関する経過措置)

第7条 第36条 (当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改) の規定はIGS (接続用ソフトウェアを含みます。) に準用します。

(特定協定事業者との網改造料の按分に関する経過措置)

第8条 この約款実施前に、NTTが旧約款第63条 (網改造料の支払義務) の規定により請求していた網改造料 (ソフトウェアに限ります。) 並びに旧約款第13条 (事前調査の回答) 第3項及び第4項の規定によりNTTが概算額 (ソフトウェアに限ります。) を回答した機能については、当社と特定協定事業者が定めた按分比率で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。

(按分方法に関する経過措置)

第9条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の料金表に規定していた料金等のうち、NTTが按分方法を定めていたものについては、なお従前のおりとしします。

ただし、料金表第1表第2 (網改造料) 1 (適用) の1-1の第9欄に規定するPHS網制御機能 (ハードウェアに限ります。) については、この限りではありません。

(番号案内利用機能の精算に関する経過措置)

第10条 この約款実施前に、中継事業者がNTTの旧約款附則第9条 (番号案内利用機能に関する経過措置) の規定により支払いを行った番号案内利用機能に係る網使用料の精算については、この約款第74条 (網使用料の精算) 中「2分の1」とあるのを「1」と読み替えるものとしします。

第11条 削除

(特定中継事業者の交換機との接続に関する経過措置)

第12条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の料金表の規定により提供している機能のうち、特定中継事業者の交換機 (NTTの中継交換機であったものに限ります。) に接続して提供することとなる機能については、なお当社の中継交換機に接続されているものとして適用します。

(この約款実施前に行った手続き等の効力等)

第13条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為 (期間の計算に係るものを含みます。) のうち、当社の指定電気通信設備に係る部分については、こ

の附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している指定電気通信設備との接続のうち、当社の指定電気通信設備に係る部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

(網改造料に関する特例措置)

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2(網改造料)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(網使用料)に規定する加入者交換機機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

- 2 前項に規定する料金については、特定中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-2第2欄に掲げる料金額に、前項に規定する特定中継事業者のそれぞれのサービス1通信ごとに要する加入者交換機機能メニュー利用数を乗じて算出した料金額を請求します。

(ビデオテックス通信網を介する番号データベース接続機能に関する経過措置)

第15条 特定端末系事業者は、料金表第1表第1(網使用料)の2の2-8(番号案内機能)の規定にかかわらず、平成11年12月31日までの間において利用したビデオテックス通信網を介する番号データベース接続機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での特定中継事業者の契約約款等に規定するビデオテックス通信網を介する接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を自動で案内する機能をいいます。以下同じとします。)に係る網使用料を支払うことを要します。

- 2 前項に規定するビデオテックス通信網を介する番号データベース接続機能に係る網使用料の料金額は、1接続3分までごとに18円及び1成功検索ごとに43円とします。

第16条～第18条 削除

(中継伝送専用機能又は通信路設定伝送機能を利用する協定事業者に関する経過措置)

第19条 この約款実施の際(平成12年3月6日)現に、接続料金表第1表接続料金第1(網使用料)に規定する中継伝送専用機能(料金表第1表(網使用料)1適用(9)ウに規定する箇所以外の接続箇所)で接続している場合は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄に規定する箇所)で接続しているものとします。)又は通信路設定伝送機能を利用している協定事業者については、その通信用建物での接続において、料金表第1表接続料金第1(網使用料)2-5-2-2第2欄又は2-6-1-2の料金額欄の右欄に掲げる料金額の支払を要しません。

(お客さま情報照会書作成手続費に係る精算の特例措置)

第20条 当社は、料金表第2表第2(手続費)に規定するお客さま情報照会書作成手続費の平成11年度の遡及については、第75条(接続料金等の遡及適用)の規定にかかわらず、平成11年7月1日に遡及して変更後の料金額を適用するものとし、平成11年4月1日から平成11年6月30日までの間は、平成11年4月1日に遡及して1件ごとに999円の料金額を適用するものとします。

附 則(平成11年7月6日東相制第99-10号及び西相制第26号)

この改正規定は、平成11年7月16日から実施します。

附 則(平成11年7月9日東相制第99-9号及び西相制第25号)

この改正規定は、平成11年7月19日から実施します。

附 則(平成11年8月11日東相制第99-30号及び西相制第35号)

この改正規定は、平成11年8月21日から実施します。

附 則(平成11年8月20日東相制第99-29号及び西相制第34号)

この改正規定は、平成11年8月30日から実施します。

- 附 則（平成 11 年 9 月 21 日東相制第 99-46 号及び西相制第 59 号）
この改正規定は、平成 11 年 10 月 1 日から実施します。
- 附 則（平成 11 年 9 月 21 日東相制第 99-66 号及び西相制第 72 号）
この改正規定は、平成 11 年 10 月 1 日から実施します。
- 附 則（平成 11 年 10 月 22 日東相制第 99-76 号及び西相制 76 号）
この改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から実施します。
- 附 則（平成 11 年 10 月 22 日東相制第 99-105 号及び西相制第 91 号）
この改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から実施します。
- 附 則（平成 11 年 11 月 19 日東相制第 99-120 号及び西相制第 105 号）
この改正規定は、平成 11 年 11 月 29 日から実施します。
- 附 則（平成 11 年 12 月 10 日東相制第 99-148 号及び西相制第 119 号）
この改正規定は、平成 11 年 12 月 20 日から実施します。
- 附 則（平成 11 年 12 月 22 日東相制第 99-147 号及び西相制第 118 号）
この改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から実施します。
- 附 則（平成 11 年 12 月 22 日東相制第 99-146 号及び西相制第 117 号）
この改正規定は、平成 12 年 1 月 31 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 2 月 25 日東相制第 99-135 号及び西相制第 110 号）
この改正規定は、平成 12 年 3 月 6 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 3 月 24 日東相制第 99-220 号及び西相制第 182 号）
この改正規定は、平成 12 年 4 月 3 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 3 月 24 日東相制第 99-221 号及び西相制第 184 号）
この改正規定は、平成 12 年 4 月 3 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 3 月 31 日東相制第 99-177 号及び西相制第 139 号）
この改正規定は、平成 12 年 4 月 10 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 3 月 31 日東相制第 99-199 号及び西相制第 150 号）
この改正規定は、平成 12 年 4 月 10 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 3 月 31 日東相制第 99-200 号及び西相制第 151 号）
この改正規定は、平成 12 年 4 月 10 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 4 月 6 日東相制第 99-219 号及び西相制第 173 号）
この改正規定は、平成 12 年 4 月 16 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 4 月 21 日東相制第 00-9 号及び西相制第 7 号）
この改正規定は、平成 12 年 5 月 1 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 5 月 22 日東相制第 00-27 号及び西相制第 20 号）
この改正規定は、平成 12 年 6 月 1 日から実施します。
- 附 則（平成 12 年 6 月 9 日東相制第 00-32 号及び西相制第 19 号）

この改正規定は、平成 12 年 6 月 19 日から実施します。

附 則（平成 12 年 6 月 21 日東相制第 00-55 号及び西相制第 33 号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から実施します。

（接続形態に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 79 号）の規定による改正前の電気通信事業法第 38 条の 2 第 8 項の規定により協定を締結した旨を届け出ている接続形態は、当該協定を変更した旨を届け出るまでの間、附則別紙 1 に規定する接続形態に読替えることとします。

附 則（平成 12 年 6 月 22 日東相制第 00-31 号及び西相制第 22 号）
この改正規定は、平成 12 年 7 月 2 日から実施します。

附 則（平成 12 年 8 月 22 日東相制第 00-104 号及び西相制第 64 号）
この改正規定は、平成 12 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成 12 年 8 月 22 日東相制第 00-105 号及び西相制第 65 号）
この改正規定は、平成 12 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成 12 年 8 月 22 日東相制第 00-106 号及び西相制第 67 号）
この改正規定は、平成 12 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成 12 年 8 月 23 日東相制第 00-99 号及び西相制第 57 号）
この改正規定は、平成 12 年 9 月 2 日から実施します。

附 則（平成 12 年 8 月 23 日東相制第 00-100 号及び西相制第 58 号）
この改正規定は、平成 12 年 9 月 2 日から実施します。

附 則（平成 12 年 9 月 7 日東相制第 00-107 号及び西相制第 70 号）
この改正規定は、平成 12 年 9 月 17 日から実施します。

附 則（平成 12 年 9 月 7 日東相制第 00-108 号及び西相制第 71 号）
この改正規定は、平成 12 年 9 月 17 日から実施します。

附 則（平成 12 年 9 月 26 日東相制第 00-96 号及び西相制第 75 号）
この改正規定は、平成 12 年 10 月 6 日から実施します。

附 則（平成 12 年 10 月 12 日東相制第 00-147 号及び西相制第 94 号）
この改正規定は、平成 12 年 10 月 22 日から実施します。

附 則（平成 12 年 11 月 28 日東相制第 00-156 号及び西相制第 101 号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成 12 年 12 月 8 日から実施します。

（立会費の見直し）

2 料金表第 2 表第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第 10 欄に規定する立会費は、この改正規定の実施の日から 1 年以内にその額を見直すものとします。この場合においては、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 12 年郵政省令第 55 号）の施行の日（平成 12 年 10 月 1 日）に遡及して、変更後の額を適用します。

（通信用建物の空き情報等の提供に係る経過措置）

3 第 99 条の 2（通信用建物の空き情報等の提供）の規定により情報を提供する通信用建物は、その準備が整ったものから、情報の提供を行う通信用建物の対象として加えるものとします。

附 則（平成12年11月28日東相制第00-154号及び西相制第99号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年12月8日から実施します。

（接続の中止の特例措置）

2 当社が平成12年6月末現在で伝送路設備の撤去計画を決定している場合であって、その情報を開示したときは、新たな接続を行うDSL回線については、その撤去計画に従って接続の中止を行います。ただし、情報の開示の際現に接続しているDSL回線に限り、第61条（接続の中止）第3項の規定によります。

附 則（平成12年11月28日東相制第00-171号及び西相制第111号）

この改正規定は、平成12年12月8日から実施します。

附 則（平成12年11月28日東相制第00-172号及び西相制第113号）

この改正規定は、平成12年12月8日から実施します。

附 則（平成12年12月12日東相制第00-191号及び西相制第132号）

この改正規定は、平成12年12月22日から実施します。

附 則（平成12年12月12日東相制第00-192号及び西相制第133号）

この改正規定は、平成12年12月22日から実施します。

附 則（平成12年12月15日東相制第00-170号及び西相制第114号）

この改正規定は、平成12年12月25日から実施します。

附 則（平成12年12月15日東相制第00-178号及び西相制第115号）

この改正規定は、平成12年12月25日から実施します。

附 則（平成12年12月15日東相制第00-179号及び西相制第116号）

この改正規定は、平成12年12月25日から実施します。

附 則（平成12年12月15日東相制第00-175号及び西相制第118号）

この改正規定は、平成12年12月25日から実施します。

附 則（平成13年1月22日東相制第00-238号及び西相制第161号）

この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

附 則（平成13年1月31日東相制第00-175号及び西相制第136号）

この改正規定は、平成13年2月10日から実施します。

附 則（平成13年2月16日東相制第00-264号及び西相制第180号）

この改正規定は、平成13年2月26日から実施します。

附 則（平成13年2月16日東相制第00-272号及び西相制第189号）

この改正規定は、平成13年2月26日から実施します。

附 則（平成13年2月16日東相制第00-263号及び西相制第181号）

この改正規定は、平成13年2月26日から実施します。

附 則（平成13年2月19日東相制第00-193号及び西相制第135号）

削除

附 則（平成13年2月19日東相制第00-194号及び西相制第134号）
この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

附 則（平成13年2月19日東相制第00-269号及び西相制第187号）
この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

附 則（平成13年3月1日東相制第00-279号及び西相制第194号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年3月11日から実施します。
（接続協定に係る経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、中継伝送機能（共用型）、中継伝送機能（専用型）又は交換伝送機能の名称を引用して旧事業法第38条の2第9項の規定により締結した旨を届け出ている協定は、当該協定を変更した旨を届け出るまでの間、それぞれを中継伝送共用機能、中継伝送専用機能又は通信路設定伝送機能に読替えることとします。

附 則（平成13年3月16日東相制第00-246号及び西相制第171号）

この改正規定は、平成13年3月26日から実施します。ただし、第65条（従量制の網使用料の支払義務）、第74条の2（接続料金等の実績に基づく精算）、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）の表中第8-3欄及び2（料金額）2-2（端末系交換機能）の表中第3欄の規定並びに優先接続に係る技術的条件集の規定については、平成13年5月1日から実施します。

附 則（平成13年3月16日東相制第00-241号及び西相制第164号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年3月26日から実施します。
（一般番号ポータビリティ実現機能の料金の適用に関する特例措置）
- 2 当社は、料金表第1表第1（網使用料）2-2（端末系交換機能）の表中第4欄に規定する網使用料については、平成13年4月1日から適用します。

附 則（平成13年3月16日東相制第00-267号及び西相制第184号）
この改正規定は、平成13年3月26日から実施します。

附 則（平成13年3月21日東相制第00-298号及び西相制第207号）
この改正規定は、平成13年3月31日から実施します。

附 則（平成13年4月19日東相制第01-14号及び西相制第8号）
この改正規定は、平成13年4月29日から実施します。

附 則（平成13年4月19日東相制第01-13号及び西相制第7号）
この改正規定は、平成13年4月29日から実施します。

附 則（平成13年4月19日東相制第01-15号及び西相制第9号）
この改正規定は、平成13年4月29日から実施します。

附 則（平成13年5月18日東相制第01-40号及び西相制第31号）
この改正規定は、平成13年5月28日から実施します。

附 則（平成13年5月30日東相制第01-53号及び西相制第36号）
この改正規定は、平成13年6月9日から実施します。

附 則（平成13年5月31日東相制第01-16号及び西相制第37号）
この改正規定は、平成13年6月10日から実施します。

附 則（平成13年6月14日東相制第01-59号及び西相制第41号）
この改正規定は、平成13年6月24日から実施します。

附 則（平成13年6月20日東相制第01-65号及び西相制第51号）
この改正規定は、平成13年6月30日から実施します。

附 則（平成13年7月9日東相制第01-41号及び西相制第29号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成13年7月19日から実施します。

（番号情報データベース登録機能に係る特例措置）

2 当社は、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-8（番号案内機能等）の表中第4欄の規定にかかわらず、特定端末系事業者の番号案内データベースに収容されている協定事業者の番号情報を番号情報データベースに初期登録する場合においては、次に定める料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
番号情報データベース登録機能	1番号ごと	0.40円	_____

附 則（平成13年7月13日東相制第01-61号及び西相制第45号）
この改正規定は、平成13年7月23日から実施します。

附 則（平成13年7月19日東相制第01-100号及び西相制第78号）
この改正規定は、平成13年7月29日から実施します。

附 則（平成13年8月31日東相制第01-35号及び西相制第24号）
この改正規定は、平成13年9月10日から実施します。

附 則（平成13年9月5日東相制第01-127号及び西相制第109号）
この改正規定は、平成13年9月15日から実施します。

附 則（平成13年9月19日東相制第01-113号及び西相制第96号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成13年9月29日から実施します。

（VPN工事費の遡及適用に係る特例措置）

2 当社は、料金表第2表第1（工事費）2（工事費の額）2-1（工事費）の表中第10欄イに規定する工事費については、平成12年9月1日に遡及して、その料金額を適用します。

附 則（平成13年9月21日東相制第01-141号及び西相制第122号）
この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則（平成13年9月28日東相制第01-135号及び西相制第119号）
この改正規定は、平成13年10月8日から実施します。

附 則（平成13年10月9日東相制第01-121号及び西相制第105号）
この改正規定は、平成13年10月19日に実施します。

附 則（平成13年10月31日東相制第01-136号及び西相制第120号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成13年11月10日から実施します。

（ISM折返し機能に係る網使用料の適用に係る特例措置）

2 当社は、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-1の2（ISM折返し機能）に規定する網使用料については、平成13年10月1日から適用します。

附 則（平成13年10月31日東相制第01-137号及び西相制第121号）
この改正規定は、平成13年11月10日から実施します。

附 則（平成13年11月1日東相制第01-123号及び西相制第103号）
この改正規定は、平成13年11月11日から実施します。

附 則（平成13年11月1日東相制第01-175号及び西相制第141号）
この改正規定は、平成13年11月11日から実施します。

附 則（平成13年11月2日東相制第01-176号及び西相制第142号）
この改正規定は、平成13年11月12日から実施します。

附 則（平成13年11月19日東相制第01-187号及び西相制第153号）
この改正規定は、平成13年11月29日から実施します。

附 則（平成13年11月30日東相制第01-194号及び西相制第164号）
この改正規定は、平成13年11月30日から実施します。

附 則（平成13年12月21日東相制第01-149号）
この改正規定は、平成13年12月21日から実施します。

附 則（平成13年12月25日東相制第01-203号及び西相制第178号）
この改正規定は、平成13年12月27日から実施します。

附 則（平成13年12月26日東相制第01-177号及び西相制第143号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成13年12月27日から実施します。

（相互接続点の調査及び相互接続点の設置の申込みに関する特例措置）

2 この改正規定実施前に、相互接続点の調査の回答が受領されている場合であって、相互接続点の設置の申込みが行われていないときは、改正規定実施日をもって、相互接続点調査回答が受領されたものとみなします。

3 この改正規定実施前に、相互接続点の設置の申込みが行われている場合であって、改正規定実施の際、相互接続点が設置されておらず、かつ、当該相互接続点の設置の申込みから6ヶ月が経過していないときは、改正規定実施日をもって、相互接続点調査回答が受領され、相互接続点の設置の申込みがなされたものとみなします。この場合において、接続申込者は、当社に相互接続点の設置のための工事に着手する時期の扱いについて協議を申し入れることができるものとします。

4 この改正規定実施前に、相互接続点の設置の申込みが行われている場合であって、改正規定実施の際、相互接続点が設置されておらず、かつ、当該相互接続点の設置の申込みから6ヶ月が経過しているときは、この改正規定実施後も、改正前の第10条の4（相互接続点の設置の申込み）及び第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）の規定が、なお効力を有するものとします。

5 当社は、当社が第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定により相互接続点を設置することができない旨の通知を行った当社の通信用建物において、当社が保留している場所等の見直し等を行い、この改正規定実施日に新たに発生した接続に必要な装置等を設置するための空き場所等（以下、本附則において「提供可能空き場所等」といいます。）を接続申込者に割り当てることが可能になったときは、第10条の3第1項の規定にかかわらず、当社が第10条の3第7項の規定により相互接続点を設置することができない旨の通知（相互接続点の調査申込みであって、平成13年10月1日以降に通知がなされたものに限るものとし、当該通信用建物にお

いて接続に必要な装置等の一部を設置することができる」と回答したもので当該回答に係る場所を保留している接続申込者への通知及び当該通信用建物において保留している場所がある接続申込者への通知を含みません。)に係る相互接続点の調査申込み及び第10条の3第3項に規定する相互接続点の設置の可否の検討を行っている相互接続点の調査申込み(この改正規定実施日までに申し込まれたものに限ります。)を受け付けた順番に従って、当該調査申込みと同一の内容(日時に係る内容は除きます。)の新たな相互接続点の調査申込み(以下、本附則において「みなし相互接続点調査申込み」といいます。)が、この改正規定実施日になされたものとして取り扱います。なお、この場合において、第10条の3第3項に規定する相互接続点の設置の可否の検討を行っている相互接続点の調査申込みは効力を失います。

- 6 前項の場合において、当社が全てのみなし相互接続点調査申込みに対して接続に必要な装置等の全部を設置することができる」と回答できないときは、当社は、次の各号に従って、提供可能空き場所等の割り当てを行うこととします。
- (1) 当社は、みなし相互接続点調査申込みを受け付けた順番(以下、本附則において「配分対象順位」といいます。)に従って、みなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者(みなし相互接続点調査申込みの取り扱いを希望しない旨を申し出た者を除きます。以下、本項において同じとします。)に対して提供可能空き場所等を1架(当社が別に定める最低利用単位とします。以下、本項において同じとします。)ずつ割り当てることとします。
 - (2) 前号の規定により、当社が全てのみなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者に1架ずつ割り当てた後において、なお、当該通信用建物に提供可能空き場所等の残余があるときは、改めて、すべてのみなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者(接続に必要な装置等の全部を設置するために要する提供可能空き場所等を割り当てられた者を除きます。)に対して、その配分対象順位に従って、当該通信用建物の提供可能空き場所等がなくなるまで、1架ずつ繰り返して割り当てることとします。
 - (3) 前2号の場合において、みなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者に対する提供可能空き場所等の割り当てにあたって、1の接続事業者が複数のみなし相互接続点調査申込みを行っているときは、当該調査申込みの時期が最も古いもののみを有効として取り扱うものとします。
- 7 前項の場合において、みなし相互接続点調査申込みに対して提供可能空き場所等の割り当てを行ったときは、当社は、第10条の3(相互接続点の調査)第5項に規定する相互接続点調査の回答を行うものとし、提供可能空き場所等の割り当てを行えなかったときは、第10条の3第7項に規定する通知を行うものとし、

附 則(平成14年1月31日東相制第01-224号及び西相制第196号)
この改正規定は、平成14年1月31日から実施します。

附 則(平成14年1月31日東相制第01-184号及び西相制第149号)
削除

附 則(平成14年1月31日東相制第01-222号及び西相制第192号)
この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則(平成14年2月15日東相制第01-230号及び西相制第205号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年2月16日から実施します。
(相互接続点の調査及び相互接続点の設置の申込みに関する特例措置)
- 2 この改正約款実施の日から平成14年6月27日までの間、当社が第10条の3第7項の規定により相互接続点を設置することができない旨の通知(平成13年12月27日以降に通知したものに限り、)を行った当社の通信用建物、又は附則(平成13年12月26日東相制第01-177号及び西相制第143号)第5項の規定により当社が保留している場所等の見直し等を行った当社の通信用建物(以下「保留見直し対象建物」といいます。)において、第10条の4第2項の規定に基づき、当社が接続申込者とその保留している空き場所の保留解除のための協議を行った結果、当該接続申込者が当該空き場所等の保留を解除したことにより、新たに発生した接続に必要な

装置等を設置するための空き場所（以下、本附則において「提供可能空き場所等」といいます。）を接続申込者に割り当てることが可能となったとき（以下「割り当て量確定日」といいます。）は、第10条の3第1項の規定にかかわらず、第10条の3第7項に規定する相互接続点を設置することができない旨の通知（平成13年12月27日以降に当該通知がなされたもの又は保留見直し対象建物において平成13年10月1日から平成13年12月26日までの間に当該通知がなされたもの（当該通信用建物において接続に必要な装置等の一部を設置するための空き場所等を保留している接続申込者への通知を含みません。）に限ります。）に係る相互接続点の調査の申込み及び第10条の3第3項に規定する相互接続点の設置の可否の検討を行っている相互接続点の調査申込み（割り当て量確定日までに申し込まれたものに限ります。）を受け付けた順番に従って、当該調査申込みと同一の内容（日時に係る内容は除きます。）の新たな相互接続点の調査申込み（以下、本附則において「みなし相互接続点調査申込み」といいます。）が、割り当て量確定日になされたものとして取り扱います。なお、この場合において、第10条の3第3項に規定する相互接続点の設置の可否の検討を行っている相互接続点の調査申込みは効力を失います。

3 前項の場合において、当社が全てのみなし相互接続点調査申込みに対して接続に必要な装置等の全部を設置することができると回答できないときは、当社は、次の各号に従って、提供可能空き場所等の割り当てを行うこととします。

(1) 当社は、みなし相互接続点調査申込みを受け付けた順番（以下、本附則において「配分対象順位」といいます。）に従って、みなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者（みなし相互接続点調査申込みの取り扱いを希望しない旨を申し出た者を除きます。以下、本項において同じとします。）に対して提供可能空き場所等をスペースにあっては1基準架（当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。MDF端子又は電力も同様とします。以下この項において同じとします。）ずつ空き場所管理項目ごとに割り当てることとします（以下「第1回ラウンド割り当て」といいます。）。

(2) 前号の規定により、当社が全てのみなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者に1基準架ずつ割り当てた後において、なお、当該通信用建物に提供可能空き場所等の残余があるときは、改めて、全てのみなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者（接続に必要な装置等の全部を設置するために要する提供可能空き場所等を割り当てられた者を除きます。）に対して、その配分対象順位に従って、当該通信用建物の提供可能空き場所等がなくなるまで、1基準架ずつ繰り返して空き場所管理項目ごとに割り当てることとします（以下、本号に基づく1巡目の割り当てを「第2回ラウンド割り当て」、2巡目の割り当てを「第3回ラウンド割り当て」といい、それ以降も同様とします。）。

(3) 前2号の場合において、みなし相互接続点調査申込みを行った接続申込者に対する提供可能空き場所等の割り当てにあたって、1の接続申込者が複数のみなし相互接続点調査申込みを行っているときは、当該調査申込みの時期が最も古いもののみを有効として取り扱うものとします。

(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、第10条の3第5項の規定により、平成13年12月27日から割り当て量確定日までの間に、接続に必要な装置等の一部を設置するために要する空き場所を割り当てられた接続申込者は、割り当てられた基準架数（1基準架に満たない部分を除きます。）と同じ又はそれ以下の数の回のラウンド割り当ての対象から除いて取り扱うものとします。この場合において、当該接続申込者が1基準架に満たない部分を割り当てられているときは、当社は、その者に対する1回目のラウンド割り当てにおいて、その満たない部分に相当する量のみ割り当てることとします。

4 前項の場合において、みなし相互接続点調査申込みに対して提供可能空き場所等の割り当てを行ったときは、当社は、第10条の3（相互接続点の調査）第5項に規定する相互接続点調査の回答を行うものとし、提供可能空き場所等の割り当てを行えなかったときは、第10条の3第7項に規定する通知を行うものとします。

附 則（平成14年2月15日東相制第01-228号及び西相制第203号）

この改正規定は、平成14年2月19日から実施します。

附 則（平成14年3月25日東相制第01-258号及び西相制第235号）

この改正規定は、平成14年3月25日から実施します。

附 則（平成14年3月27日東相制第01-233号及び西相制第207号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年3月28日から実施します。

（加入者交換機接続用伝送路信号調整実現機能の料金の適用に係る特例措置）

2 この改正規定実施前に、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2（端末系交換機能）の表中第1欄に掲げる機能、2-8（番号案内機能）の表中第2欄及び第3欄ア欄に掲げる機能並びに2-11（その他の機能）の表中第1欄乃至第4欄、第6欄、第8欄及び第10欄に掲げる機能の提供に係る協定を締結して旧事業法第38条の2第9項の規定により届け出ているときは、この改正規定の実施日を含む月の翌月の初日から変更協定を締結して届け出るまでの間、当該機能に加えて料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2（端末系交換機能）の表中第5欄の機能の提供に係る協定を締結しているものとみなします。この場合において、当該協定に係る協定事業者は、この改正規定の実施日を含む月の翌月の初日から同表中第5欄の機能に係る網使用料の支払いを要するものとします。

（伝送路設備利用機能の料金の適用に係る経過措置）

3 この改正規定実施前に、料金表第1表第1（網使用料）2-2（端末系交換機能）の表中第5欄イ欄の機能と同等の機能を利用するために料金表第1表第2（網改造料）1-1表中第49欄第47欄の機能の提供に係る協定を締結して旧事業法第38条の2第9項の規定により届け出ているときは、当該協定に係る協定事業者は、この改正規定の実施日を含む月の末日まで同表中第49欄第47欄の機能に係る網改造料の支払いを要するものとします。

（加入者交換機接続用伝送路振分機能の料金の適用に係る経過措置）

4 この改正規定実施前に、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄で接続する場合において、料金表第1表第1（網使用料）2-2（端末系交換機能）の表中第5欄ア欄の機能と同等の機能を利用するために協定を締結して旧事業法第38条の2第7項の規定により認可を受けているときは、この改正規定にかかわらず、協定事業者は、この改正規定の実施日を含む月の末日まで当該機能の利用に係る料金を当該協定に基づき支払うものとします。この場合において、当該協定の規定にかかわらず、同表中第5欄ア欄の機能と同等の機能に係る料金の精算は行わないものとします。

（携帯・自動車電話事業者特殊精算機能の料金の適用に係る特例措置）

5 この改正規定実施前に、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2（端末系交換機能）の表中第1欄に掲げる機能、2-8（番号案内機能）の表中第2欄及び第3欄ア欄に掲げる機能並びに2-11（その他の機能）の表中第1欄、第2欄及び第10欄に掲げる機能の規定により届け出ているときは、この改正規定の実施日を含む月の翌月の初日から変更協定を締結して届け出るまでの間、当該機能に加えて料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2（端末系交換機能）の表中第6欄の機能の提供に係る協定を締結しているものとみなします。この場合において、当該協定に係る協定事業者は、この改正規定の実施日を含む月の翌月の初日から同表中第6欄の機能に係る網使用料の支払いを要するものとします。

（網同期クロック供給機能の料金の適用に係る特例措置）

6 この改正規定実施前に、料金表第1表第2（網改造料）1-1表中第3欄の機能の提供に係る協定を締結して旧事業法第38条の2第9項の規定により届け出ているときは、この改正規定の実施日を含む月の翌月の初日から変更協定を締結して届け出るまでの間、当該機能に代えて料金表第1表第1（網使用料）2-14の機能の提供に係る協定を締結しているものとみなします。この場合において、当該協定に係る協定事業者は、この改正規定の実施日を含む月の末日まで料金表第1表第2（網改造料）1-1表中第3欄の機能に係る網改造料の支払いを要するものとし、この改正規定の実施日を含む月の翌月の初日から料金表第1表第1（網使用料）2-14の機能に係る網使用料の支払いを要するものとします。

（加入者交換機接続におけるあふれ呼の中継交換機迂回接続機能の料金の適用に係る経過措置）

7 この改正規定実施前に、料金表第1表第2（網改造料）1-1表中第31欄の機能の提供に係る協定を締結して旧事業法第38条の2第9項の規定により届け出ているときは、当該協定に係る協定事業者は、この改正規定の実施日を含む月の末日まで料金表第1表第2（網改造料）1-1表中第31欄の機能に係る網改造料の支払いを要するものとします。

附 則（平成14年3月29日東相制第01-291号及び西相制第253号）
この改正規定は、平成14年3月29日から実施します。

附 則（平成14年4月16日東相制第01-257号及び西相制第236号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年4月18日から実施します。

（端末回線情報提供機能に係る網使用料の遡及適用に関する特例措置）

2 当社は、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）の表中第21欄に規定する網使用料については、平成14年3月15日当社が別に定める地域ごとに、当社が端末回線情報を電気通信回線設備を通じて閲覧できるよう準備を整えた日（以下「情報閲覧開始日」といいます。）に遡及して、その料金額を適用します。

この場合において、平成14年3月暦月にあつては、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第28欄の規定中「各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの」とあるのは「各々の協定事業者のDSLサービスに係る平成14年3月15日情報閲覧開始日から平成14年3月31日までの」と読み替えるものとします。

（電気通信回線設備を通じたDSL回線等に係る情報の提供に関する手続きの料金の適用に係る経過措置）

3 この改正規定実施前に、電気通信回線設備を通じたDSL回線等に係る情報の提供に関する手続きを利用するために協定を締結して旧事業法第38条の2第7項の規定により認可を受けている場合は、協定事業者は、平成14年3月15日以降に行われる当該情報の提供に関する手続きの利用に係る料金を当該協定に基づき支払うことを要しないものとします。この場合において、当該協定の規定にかかわらず、当該手続きに係る料金の精算は行わないものとします。

附 則（平成14年4月16日東相制第01-283号及び西相制第247号）
この改正規定は、平成14年4月18日から実施します。

附 則（平成14年4月26日東相制第02-18号及び西相制第18号）
この改正規定は、平成14年4月26日から実施します。

附 則（平成14年5月22日東相制第02-35号及び西相制第31号）
この改正規定は、平成14年5月22日から実施します。

附 則（平成14年5月23日東相制第01-276号及び西相制第240号）
この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

附 則（平成14年5月23日東相制第02-7号）
この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

附 則（平成14年5月23日東相制第02-9号及び西相制第254号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

（みなし契約者に関する宛名情報提供手数料の実績に基づく精算に関する特例措置）

2 当社は、料金表第2表第1（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）の表中第8欄（1件ごとの料金額に限ります。）に規定する手数料については、第74条の2（接続料金等の実績に基づく精算）の規定にかかわらず、平成11年2月1日から平成14年1月31日までの間は、次に掲げる料金額に当該期間の利用の実績値を乗じた額により精算を行うこととします。

区 分	単 位	手数料の額	備 考
-----	-----	-------	-----

みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項及び第2項の規定により、当社の契約者回線番号等及び当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名並びにその住所等の情報を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	4.04円	みなし契約事業者に適用します。
---------------------	---	-------	-------	-----------------

3 当社は、料金表第2表第1（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第8欄（1件ごとの料金額に限ります。）に規定する手続費について、平成14年2月1日から平成15年3月31日までの間は、第74条の2（接続料金等の実績に基づく精算）の規定中「当該事業年度」とあるのを「平成14年2月1日から平成15年3月31日までの間」と読み替えて適用するものとします。

（みなし契約者に関する宛名情報提供手続費の遡及適用に関する特例措置）

4 当社は、料金表第2表第1（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第8欄（1件ごとの料金額に限ります。）に規定する手続費については、第75条（接続料金等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成14年2月1日に遡及して、その料金額を適用します。

附 則（平成14年5月23日東相制第02-10号及び西相制第5号）
この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

附 則（平成14年5月23日東相制第02-22号及び西相制第21号）
この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

附 則（平成14年5月23日東相制第02-34号）
この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

附 則（平成14年5月24日東相制第02-33号）
この改正規定は、平成14年5月27日から実施します。

附 則（平成14年5月24日西相制第29号）
この改正規定は、平成14年5月27日から実施します。

附 則（平成14年6月12日東相制第02-48号及び西相制第46号）
この改正規定は、平成14年6月12日から実施します。

附 則（平成14年6月18日西相制第27号）
この改正規定は、平成14年6月20日から実施します。

附 則（平成14年6月19日東相制第02-11号及び西相制第9号）
この改正規定は、平成14年6月20日から実施します。

附 則（平成14年6月19日東相制第02-36号及び西相制第30号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年6月20日から実施します。

（個別管理対象設備の転用に関する特例措置）

2 この改正規定実施の際現に個別管理対象設備のうちPHS接続装置、PHS網制御局、自動番号案内若しくはICカード対応デジタル公衆電話に係るサービス制御局若しくはサービス制御統括局、加入者交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、番号送出機能に係る伝送装置、中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、時報音源提供機能に係る時報音源装置、ノーリング通信機能の提供に係る加入者交換機に付加する装置又は接続用ソフトウェアを除くもの（以下、本附則において「特定個別管理対象設備」といいます。）を利用している協定事業者から、当該

設備の利用中止が申込まれた場合において、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、第36条の3（個別管理対象設備の除却又は転用）第1項の規定にかかわらず、当社は、当該設備を現に転用するまでの間、当該設備を撤去しないものとします。ただし、当該協定事業者から第36条の3（個別管理対象設備の除却又は転用）の規定の適用を要望された場合は、この限りではありません。

3 前項の場合において、第66条（網改造料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、特定個別管理対象設備の利用中止を申込む協定事業者は、当該設備を現に転用する期日を含む月の前月までの期間に係る料金表第1表第2（網改造料）2（料金額）2-1に規定する料金額の支払いを要します。

この場合において、当該設備の利用中止の期日を含む月以降の期間に係る料金表第1表第2（網改造料）2（料金額）2-1に規定する料金額の合計額が、当該設備の利用中止に併せて転用する場合の同表第2（網改造料）2（料金額）2-1の2(2)に規定する料金額（撤去工事費を除きます。）を超える部分については、当該協定事業者は支払いを要しないものとします。

4 前2項の場合において、料金表第1表第2（網改造料）2（料金額）2-1の2(2)の規定にかかわらず、特定個別管理対象設備の利用中止を申込みした協定事業者が当該設備を現に転用する場合に負担する料金額は、前項に規定する料金額のほか、料金表第1表第2（網改造料）2（料金額）2-1の2(2)に規定する撤去工事費とします。

附 則（平成14年7月9日西相制第51号）

この改正規定は、平成14年7月10日から実施します。

附 則（平成14年7月30日東相制第02-87号及び西相制第68号）

この改正規定は、平成14年7月30日から実施します。

附 則（平成14年8月1日東相制第02-79号及び西相制第64号）

この改正規定は、平成14年8月2日から実施します。

附 則（平成14年8月29日東相制第02-95号及び西相制第81号）

この改正規定は、平成14年8月29日から実施します。

附 則（平成14年8月30日東相制第02-94号及び西相制第73号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

（DSL回線設置手続費の支払義務に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、DSL回線の設置の申込みがあった場合は、その申込みに係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年9月30日東相制第02-107号及び西相制第91号）

この改正規定は、平成14年9月30日から実施します。

附 則（平成14年10月9日東相制第02-113号及び西相制第93号）

この改正規定は、平成14年10月10日から実施します。

附 則（平成14年10月31日東相制第02-123号及び西相制第116号）

この改正規定は、平成14年10月31日から実施します。

附 則（平成14年11月14日東相制第02-129号及び西相制第123号）

この改正規定は、平成14年11月14日から実施します。

附 則（平成14年11月15日東相制第02-128号及び西相制第120号）

この改正規定は、平成14年11月18日から実施します。

附 則（平成 14 年 11 月 20 日東相制第 02-119 号及び西相制第 106 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 14 年 11 月 21 日から実施します。
（加入者交換機等接続回線設置等工事費の適用に関する経過措置）
- 2 協定事業者は、第 67 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までに行われた加入者交換機等接続回線設置等工事及び次項の規定により申込みが承諾された加入者交換機等接続回線設置等工事については、加入者交換機等接続回線設置等工事費の支払を要しないこととします。
（接続用設備の設置又は改修の変更等に係る特例措置）
- 3 協定事業者は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、平成 15 年度上半期での工事を実施することを要望する接続用設備の減設又は廃止に係る変更の申込み（接続用設備の減設又は廃止の実施時期が、工事調整の結果、平成 15 年度下半期に及ぶものを含みます。以下この項において加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うときは、平成 14 年 11 月までに、平成 15 年 9 月末及び平成 16 年 3 月末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びにトラヒック実績を当社に通知することを要します。協定事業者は、その通知内容に基づき、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行った後、平成 14 年 12 月までに接続用設備の減設又は廃止に係る変更の申込みを当社が指定する事務取扱所を行うことを要します。この場合において、第 27 条（接続用設備の設置又は改修の変更等）第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、当社はその減設又は廃止に係る変更の申込みを承諾します。

附 則（平成 14 年 12 月 9 日東相制第 02-149 号及び西相制第 135 号）

この改正規定は、平成 14 年 12 月 9 日から実施します。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日東相制第 02-117 号及び西相制第 107 号）

この改正規定は、平成 14 年 12 月 26 日から実施します。

附 則（平成 15 年 2 月 10 日西相制第 166 号）

この改正規定は、平成 15 年 2 月 12 日から実施します。

附 則（平成 15 年 2 月 14 日東相制第 02-151 号及び西相制第 138 号）

この改正規定は、平成 15 年 2 月 17 日から実施します。

附 則（平成 15 年 2 月 20 日東相制第 02-187 号及び西相制第 171 号）

この改正規定は、平成 15 年 2 月 20 日から実施します。

附 則（平成 15 年 2 月 28 日東相制第 02-191 号及び西相制第 182 号）

この改正規定は、平成 15 年 2 月 28 日から実施します。

附 則（平成 15 年 3 月 5 日東相制第 02-196 号及び西相制第 186 号）

この改正規定は、平成 15 年 3 月 5 日から実施します。

附 則（平成 15 年 3 月 14 日東相制第 02-174 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 74 条の 2（接続料金等の実績に基づく精算）及び第 99 条の 6（光回線設備に係る情報の提供）第 2 項並びに料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第 15 欄ウ欄の規定については、平成 15 年 3 月 17 日から実施します。
（光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続に係る手続きに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路の線路設備調査又は接

続申込みに係る手続きが行われていた場合は、その手続きの取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金に関する経過措置)

4 この改正規定実施前に、従前の第10条の10(光回線設備の接続申込み)第1項の規定により光信号中継回線の接続申込みが行われている場合は、その光信号中継回線について第78条の2(光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金)の規定を適用しないものとします。

(光回線設備線路条件調査費の実績に基づく精算に関する特例措置)

5 当社は、料金表第2表第1(手数料)2(手数料の額)2-1(手数料)の表中第15欄に規定する手数料について、平成15年3月17日から平成16年3月31日までの間は、第74条の2(接続料金等の実績に基づく精算)の規定中「当該事業年度」とあるのを「平成15年3月17日から平成16年3月31日までの間」と読み替えて適用するものとします。

附 則 (平成15年3月14日西相制第163号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年3月24日から実施します。

(光信号局内伝送路との接続に係る手続きに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、当社の光信号局内伝送路の線路設備調査又は接続申込みに係る手続きが行われていた場合は、その手続きの取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、従前の第10条の10(光回線設備の接続申込み)第1項の規定により光信号中継回線の接続申込みが行われている場合は、その光信号中継回線について第78条の2(光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金)の規定を適用しないものとします。

(事前照会等に関する経過措置)

4 この改正規定にかかわらず、第10条の2(事前照会)並びに料金表第2表(工事費及び手数料)第2(手数料)2(手数料の額)2-1(手数料)の表中第23欄及び2-2(2-1以外の手续费)の表中第3欄の規定については、当社の準備に要する期間を考慮し、平成15年9月30日までの間なお従前のとおりとします。ただし、平成15年9月30日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者に通知の上、本則の規定を適用することがあります。

(光信号端末回線との接続に係る手続きに関する経過措置)

5 この改正規定にかかわらず、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定(光信号端末回線に係るものに限り、)については、当社の準備に要する期間を考慮し、平成15年9月30日までの間なお従前の第10条の9(光回線設備の線路設備調査)及び第10条の10(光回線設備の接続申込み)の規定のとおりとします。ただし、従前の第10条の9(光回線設備の線路設備調査)第2項の規定中「提供可能時期(接続する光回線設備を特定できる場合にあっては、次条第1項の申込みから当社が当該光回線設備を利用可能とするために要する期間をいい、接続する光回線設備を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の敷設計画があるときは、接続が可能となることを見込まれる時期(当社が光回線設備を利用可能とするために要する期間を含みません。))をいいます。以下同じとします。)」とあるのは「提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、次条第1項の申込みの到達した日から1ヶ月以内(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分について、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることを見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。))とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線に係る調整が十分でない場合にはその時期に光信号端末回線を提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)」と、

従前の第10条の10（光回線設備の接続申込み）第2項の規定中「6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日とのいずれか遅い日」とあるのは「6ヶ月が経過する日」と、従前の第10条の10（光回線設備の接続申込み）第4項の規定中「接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備を利用可能とするための当社の準備が整う時期から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）」とあるのは「前項に規定する通知を受け取った後6ヶ月以内」とそれぞれ読み替えるものとし、平成15年9月30日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者に通知の上、本則の規定を適用することがあります。

6 平成15年9月30日までの間又は平成15年9月30日以前に当社の準備が整った場合において、協定事業者に通知の上、本則の規定を適用開始した日までの間に、前項に定める当社の光信号端末回線の線路設備調査又は接続申込みに係る手続きが行われていた場合は、その手続きの取扱いについては、なお前項に定める規定のとおりとします。

（線路設備調査に係る情報調査費等に関する経過措置）

7 この改正規定にかかわらず、第68条（手続きの支払義務）第1項第20号及び光回線設備の線路設備調査に係る情報調査費の規定（いずれも光信号端末回線に係るものに限ります。）については、当社の準備に要する期間を考慮し、平成15年9月30日までの間なお従前のとおりとします。ただし、協定事業者が、前項の規定により従前の第10条の9（光回線設備の線路設備調査）第2項に規定する光信号端末回線に関する情報の提供を受けた場合であって、従前の第10条の10（光回線設備の接続申込み）第1項に規定する光信号端末回線を接続する旨の申込みを行ったときは、従前の第68条（手続きの支払義務）第1項第20号及び料金表第2表（工事費及び手続き）第2（手続き）2（手続きの額）2-2（2-1以外の手続き）の表中第5欄に規定する手続きの支払いを要しないものとし、平成15年9月30日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者に通知の上、本則の規定を適用することがあります。

（線路設備調査申込書等に関する経過措置）

8 この改正規定にかかわらず、別表3（様式）第7-2、第7-3及び第7-4の規定（いずれも光信号端末回線に係るものに限ります。）については、当社の準備に要する期間を考慮し、平成15年9月30日までの間なお従前のとおりとします。ただし、平成15年9月30日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者に通知の上、本則の規定を適用することがあります。

附 則（平成15年3月14日東相制第02-176号及び西相制第165号）
この改正規定は、平成15年3月17日から実施します。

附 則（平成15年3月26日東相制第02-200号及び西相制第194号）
この改正規定は、平成15年3月26日から実施します。

附 則（平成15年3月24日東相制第02-197号）
この改正規定は、平成15年3月28日から実施します。

附 則（平成15年3月31日東相制第02-201号及び西相制第193号）
この改正規定は、平成15年3月31日から実施します。

附 則（平成15年3月31日東相制第02-230号及び西相制第211号）
この改正規定は、平成15年3月31日から実施します。

附 則（平成15年4月22日東相制第03-9号及び西相制第9号）
この改正規定は、平成15年4月23日から実施します。

附 則（平成15年4月30日東相制第03-14号及び西相制第15号）
この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。

附 則（平成15年5月6日東相制第03-8号）
この改正規定は、平成15年5月7日から実施します。

附 則（平成 15 年 5 月 19 日東相制第 03-20 号及び西相制第 30 号）
この改正規定は、平成15年5月20日から実施します。

附 則（平成 15 年 5 月 20 日東相制第 03-10 号及び西相制第 10 号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成 15 年 5 月 21 日から実施します。

（当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、第 10 条の 3（相互接続点の調査）第 5 項の規定により、接続申込者が相互接続点を設置することができる旨の回答を別表 3（様式）様式第 4 の書面により当社から受け取っている場合は、その回答に係る相互接続点の設置の申込みについては、第 78 条の 3（当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）の規定を適用しないものとします。

（みなし非現用期間の受発電設備に係る設備使用料の適用に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、理由を付した書面により工事の着手を延伸した場合は、その工事に係る相互接続点の設置の申込みについては、第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、接続に必要な装置等のみなし非現用期間において、料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）の支払いを要しないものとします。

（設備使用料の適用に関する経過措置）

4 この改正規定実施前に、接続申込者が、第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 1 項第 1 号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事又は同条第 3 項に規定する自前工事の申込みを行っている場合は、その工事に係る相互接続点の設置の申込みについては、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間、預かり保守等契約等に基づく負担額（料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料を除きます。）の支払いを要しないものとします。

附 則（平成 15 年 5 月 28 日東相制第 03-34 号及び西相制第 41 号）
この改正規定は、平成15年5月28日から実施します。

附 則（平成 15 年 6 月 13 日東相制第 03-40 号及び西相制第 47 号）
この改正規定は、平成15年6月16日から実施します。

附 則（平成 15 年 6 月 17 日東相制第 03-45 号及び西相制第 53 号）
この改正規定は、平成15年6月17日から実施します。

附 則（平成 15 年 6 月 20 日東相制第 03-43 号及び西相制第 48 号）
この改正規定は、平成15年6月23日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 1 日東相制第 03-67 号及び西相制第 65 号）
この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

附 則（平成 15 年 6 月 17 日東相制第 03-24 号及び西相制第 32 号）
この改正規定は、平成15年7月11日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 14 日東相制第 03-78 号及び西相制第 78 号）
この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 24 日東相制第 03-82 号及び西相制第 81 号）
この改正規定は、平成15年7月28日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 31 日東相制第 03-92 号及び西相制第 96 号）
この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。

附 則（平成 15 年 8 月 22 日東相制第 03-103 号及び西相制第 110 号）
この改正規定は、平成15年8月22日から実施します。

附 則（平成 15 年 9 月 1 日東相制第 03-108 号及び西相制第 115 号）
この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

附 則（平成 15 年 9 月 18 日東相制第 03-104 号及び西相制第 114 号）
この改正規定は、平成15年9月19日から実施します。

附 則（平成 15 年 9 月 26 日東相制第 03-81 号及び西相制第 83 号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 29 日から実施します。

（端末回線情報提供機能に係る網使用料の適用に関する特例措置）

2 当社は、料金表第 1 表第 1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）の表中第21欄の規定にかかわらず、平成15年4月1日から平成15年9月21日までの間は（平成15年4月1日から平成15年9月21日までの間は、平成15年4月1日に遡及して）、以下に定める料金額を適用します。この場合において、平成15年9月暦月にあつては、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）第28欄の規定中「料金額」とあるのは「料金額に30分の21を乗じて得た額」と、「暦月ごとの」とあるのは「平成15年9月1日から平成15年9月21日までの」と読み替えるものとします。

区 分		単 位	料金額	備 考
端 末 回 線 情 報 提 供 機 能	端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。）ごとの線路条件及び収容状況に係る情報（以下「端末回線情報」といいます。）を電気通信回線設備を通じて提供できるようにする機能	月額	5,306,000 円	
			5,154,000 円	

3 当社は、料金表第 1 表第 1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）の表中第21欄に規定する網使用料については、平成15年9月22日から（平成15年9月22日から平成15年9月28日までの間は、平成15年9月22日に遡及して）適用します。この場合において、平成15年9月暦月にあつては、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）第28欄の規定中「料金額」とあるのは「料金額に30分の9を乗じて得た額」と、「暦月ごとの」とあるのは「平成15年9月22日から平成15年9月30日までの」と読み替えるものとします。

附 則（平成 15 年 9 月 26 日東相制第 03-116 号及び西相制第 121 号）
この改正規定は、平成15年9月29日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 6 日東相制第 03-127 号及び西相制第 138 号）
この改正規定は、平成15年10月7日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 10 日東相制第 03-140 号及び西相制第 155 号）
この改正規定は、平成15年10月10日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 16 日東相制第 03-145 号及び西相制第 158 号）
この改正規定は、平成15年10月16日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 21 日東相制第 03-149 号及び西相制第 161 号）
この改正規定は、平成15年10月21日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 20 日西相制第 149 号）
この改正規定は、平成15年10月22日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 20 日東相制第 03-139 号及び西相制第 154 号）
この改正規定は、平成15年10月22日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 21 日西相制第 120 号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 23 日から実施します。
（光回線設備線路条件調査費の実績に基づく精算に関する特例措置）
- 2 当社は、光回線設備線路条件調査費ウ欄に規定する手続費について、前項の改正規定実施の日から平成16年3月31日までの間は、第74条の2（接続料金等の実績に基づく精算）の規定中「当該事業年度」とあるのを「平成15年10月23日から平成16年3月31日までの間」と読み替えて適用するものとします。

附 則（平成 15 年 10 月 23 日東相制第 03-146 号及び西相制第 159 号）
この改正規定は、平成15年10月27日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 31 日東相制第 03-159 号及び西相制第 170 号）
この改正規定は、平成15年10月31日から実施します。

附 則（平成 15 年 10 月 29 日東相制第 03-111 号及び西相制第 122 号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。
（端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄に係る網使用料の精算及び遡及適用に関する特例措置）
- 2 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄（ア(7)欄及びア(イ)②欄に係るものを除きます。）に規定する網使用料については、第74条（網使用料の精算）及び第75条（接続料金等の遡及適用）の規定にかかわらず、変更後の料金額に基づく精算及び変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。

附 則（平成 15 年 11 月 7 日東相制第 03-154 号及び西相制第 163 号）
この改正規定は、平成15年11月10日から実施します。

附 則（平成 15 年 11 月 7 日東相制第 03-155 号及び西相制第 166 号）
この改正規定は、平成15年11月10日から実施します。

附 則（平成 15 年 11 月 13 日東相制第 03-164 号及び西相制第 178 号）
この改正規定は、平成15年11月13日から実施します。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日東相制第 03-179 号及び西相制第 192 号）
この改正規定は、平成15年11月28日から実施します。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日東相制第 03-162 号及び西相制第 180 号）
この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日東相制第 03-168 号及び西相制第 184 号）
この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則（平成 15 年 12 月 8 日東相制第 03-178 号及び西相制第 193 号）
この改正規定は、平成15年12月8日から実施します。

附 則（平成 16 年 1 月 8 日東相制第 03-210 号及び西相制第 209 号）

この改正規定は、平成16年1月8日から実施します。

附 則（平成16年1月28日東相制第03-212号及び西相制第230号）
この改正規定は、平成16年1月29日から実施します。

附 則（平成16年2月17日東相制第03-186号及び西相制第199号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年2月18日から実施します。

（データ伝送機能等に関する経過措置）

2 この改正規定にかかわらず、第3条（用語の定義）第34-2欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、料金表第1表（網使用料）1（適用）第7欄、第8欄（セ及びソに限ります。）、第10-3欄及び第12-2欄並びに2（料金額）2-1-1-1第8欄及び2-6の2の規定については、当社の準備に係る期間（平成16年2月18日から当社は準備に着手するものとします。）を考慮し、平成16年11月30日までの間なお従前のとおりとします。ただし、平成16年11月30日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者へ通知の上、本則の規定を適用することがあります。

（データ伝送機能の加算料の適用に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、当社と協定を締結して旧事業法第38条の2第7項の規定により認可を受けてデータ伝送サービスに係る電気通信設備と接続している協定事業者は、この改正規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に接続している通信用建物での接続において料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-6の2-2に掲げる料金額の支払を要しません。

附 則（平成16年2月17日東相制第03-184号及び西相制第197号）
この改正規定は、平成16年2月18日から実施します。

附 則（平成16年3月1日東相制第03-238号及び西相制第258号）
この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

附 則（平成16年3月4日東相制第03-233号及び西相制第252号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年3月16日から実施します。

（債権譲受に係る経過措置）

2 当社は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間、第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち当社から発信し携帯・自動車電話事業者へ電気通信番号規則第5条に定める番号（当社が総務大臣から指定を受けたものに限ります。）により接続する通信について、携帯・自動車電話事業者の役務提供区間に関わる契約者が支払うべき料金の債権を着信に係る協定事業者より譲り受けることとします。

附 則（平成16年3月12日東相制第03-231号及び西相制第251号）
この改正規定は、平成16年3月16日から実施します。

附 則（平成16年3月16日東相制第03-235号及び西相制第257号）
この改正規定は、平成16年3月17日から実施します。

附 則（平成16年3月22日東相制第03-232号及び西相制第253号）
この改正規定は、平成16年3月23日から実施します。

附 則（平成16年3月29日東相制第03-265号及び西相制第275号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年3月29日から実施します。

（接続形態に係る経過措置）

2 附則別紙2に掲げる接続形態については、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間

に限り適用することとします。

附 則（平成16年4月5日東相制第03-266号及び西相制第276号）
この改正規定は、平成16年4月6日から実施します。

附 則（平成16年4月28日東相制第04-25号及び西相制第13号）
この改正規定は、平成16年4月28日から実施します。

附 則（平成16年5月25日西相制第23号）
この改正規定は、平成16年5月25日から実施します。

附 則（平成16年5月31日東相制第04-44号及び西相制第37号）
この改正規定は、平成16年5月31日から実施します。

附 則（平成16年6月16日東相制第04-28号及び西相制第20号）
この改正規定は、平成16年6月22日から実施します。

附 則（平成16年6月16日東相制第04-29号）
この改正規定は、平成16年6月22日から実施します。

附 則（平成16年6月23日東相制第04-10号及び西相制第5号）
この改正規定は、平成16年6月25日から実施します。

附 則（平成16年6月23日東相制第04-14号及び西相制第7号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。
（料金回収手数料、債権譲受手数料及び料金請求回収代行手数料の適用に関する特例措置）
- 2 当社は、料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）第2欄ア欄及び第7欄ア欄に掲げる手数料について、平成16年10月から適用するものとします。
- 3 当社は、この改正規定実施前に、料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）第9欄ア欄に掲げる手数料に係る手続きと同等の手続きを利用するために協定を締結して事業法第33条第10項の規定により認可を受けているときは、その協定を締結している協定事業者について、その協定を締結した日に遡及して料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）第9欄ア欄に掲げる手数料を適用するものとします。

附 則（平成16年6月7日東相制第04-50号及び西相制第44号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年6月25日から実施します。
（接続形態に係る特例措置）
- 2 別表2（接続形態）に旧第2種電気通信事業者又は中間経由等事業者が規定されている接続形態については、この改正規定実施前から締結している協定に既に規定されている場合限り、その協定においてのみ適用できるものとします。

附 則（平成16年6月23日東相制第04-49号及び西相制第43号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年6月25日から実施します。
（接続形態に係る特例措置）
- 2 別表2（接続形態）に旧第2種電気通信事業者又は中間経由等事業者が規定されている接続形態については、この改正規定実施前から締結している協定に既に規定されている場合限り、その協定においてのみ適用できるものとします。

附 則（平成16年7月5日東相制第04-62号及び西相制第58号）

この改正規定は、平成16年7月14日から実施します。

附 則（平成16年7月13日東相制第04-61号及び西相制第57号）
この改正規定は、平成16年7月14日から実施します。

附 則（平成16年7月30日東ネ相シ第04-6号及び西相制第77号）
この改正規定は、平成16年8月2日から実施します。

附 則（平成16年7月30日東ネ相シ第04-5号及び西相制第78号）
この改正規定は、平成16年8月2日から実施します。

附 則（平成16年9月6日東経企営第04-122号及び西相制第93号）
この改正規定は、平成16年9月7日から実施します。

附 則（平成16年10月13日東経企営第04-165号及び西相制第115号）
この改正規定は、平成16年10月13日から実施します。

附 則（平成16年10月25日西相制第96号）
この改正規定は、平成16年10月27日から実施します。

附 則（平成16年10月28日東経企営第04-169号及び西相制第119号）
この改正規定は、平成16年10月29日から実施します。

附 則（平成16年10月28日東経企営第04-170号及び西相制第120号）
この改正規定は、平成16年10月29日から実施します。

附 則（平成16年11月1日東経企営第04-183号及び西相制第134号）
この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附 則（平成16年11月11日東経企営第04-182号及び西相制第133号）
この改正規定は、平成16年11月12日から実施します。

附 則（平成16年11月26日東経企営第04-166号及び西相制第116号）
この改正規定は、平成16年11月26日から実施します。

附 則（平成16年12月15日東経企営第04-248号及び西相制第167号）
この改正規定は、平成16年12月15日から実施します。

附 則（平成16年12月21日東経企営第04-167号及び西相制第117号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

（光信号分岐端末回線と接続している場合の経過措置）

2 この改正規定実施前に、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-2第2欄ア欄の加算料に係る光信号分岐端末回線と接続している場合（第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定により光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みを行っている場合を含みます。）は、この改正規定にかかわらず、協定事業者がその光信号分岐端末回線との接続を終了するまでの間、又は光信号分岐端末回線接続工事費及び光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費の額（それら工事費の額を取得固定資産価額とした場合の定額法による未償却残高（次の算出式により算定するものとします。）に相当する額とします。以下同じとします。）を支払うまでの間、なお従前の料金等を適用するものとします。

未償却残高 = (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数残存期間比率 + 残存価額

法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの年数 (光信号分岐端末回線接続工事費及び光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費の額を支払った日を含む月から、その協定事業者がその光信号分岐端末回線との接続を開始した日から10年間の経過する期日を含む月の前月までの間の年数 (1年に満たない部分は1年とみなした上で、0.5年を減ずるものとします。)) をいいます。 / 法定耐用年数

附 則 (平成17年1月14日東経企営第04-204号及び西相制第146号)
この改正規定は、平成17年1月14日から実施します。

附 則 (平成17年1月17日東経企営第04-236号及び西相制第162号)
この改正規定は、平成17年1月18日から実施します。

附 則 (平成17年1月17日東経企営第04-258号及び西相制第177号)
この改正規定は、平成17年1月18日から実施します。

附 則 (平成17年1月31日東経企営第04-203号及び西相制第145号)
この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附 則 (平成17年3月1日東経企営第04-244号及び西相制第168号)
この改正規定は、平成17年3月2日から実施します。

附 則 (平成17年3月28日東経企営第04-379号及び西相制第250号)
この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

附 則 (平成17年3月28日西相制第193号)
(実施時期)

- この改正規定は、平成17年3月29日から実施します。
(端末回線伝送機能2-1-1-2第2欄ア欄に係る網使用料の適用に関する特例措置)
- 当社が平成18年3月末までに料金表第1表(網使用料)2(料金額)2-1(端末回線伝送機能)2-1-1-2第2欄ア欄に規定する網使用料を変更したときは、第75条(接続料金等の遡及適用)の規定にかかわらず、その網使用料について、この改正規定の実施日を含む月の翌月の初日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則 (平成17年3月28日西相制第194号)
(実施時期)

- この改正規定は、平成17年3月29日から実施します。
(ルーティング番号登録工事等受付手数料に関する経過措置)
- 料金表第2表第2(手数料)2(手数料の額)2-1(手数料)第27欄(ルーティング番号登録工事等受付手数料)の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間は、以下の料金額を適用するものとします。

区 分	単 位	手 続 費 の 額	備 考
ルーティング番号登録工事等受付手数料	月額	6,092,000円	

附 則 (平成17年3月28日東経企営第04-331号及び西相制第216号)
この改正規定は、平成17年3月29日から実施します。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日東経企営第 04-333 号及び西相制第 217 号）
この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日東経企営第 04-334 号及び西相制第 219 号）
この改正規定は、平成 17 年 3 月 30 日から実施します。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日東経企営第 04-380 号及び西相制第 251 号）
この改正規定は、平成 17 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日東経企営第 04-381 号及び西相制第 252 号）
この改正規定は、平成 17 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（平成 17 年 4 月 6 日東経企営第 04-382 号及び西相制第 255 号）
この改正規定は、平成 17 年 4 月 7 日から実施します。

附 則（平成 17 年 4 月 22 日東経企営第 04-285 号及び西相制第 191 号）
この改正規定は、平成 17 年 4 月 25 日から実施します。

附 則（平成 17 年 5 月 18 日東経企営第 05-23 号及び西相制第 13 号）
この改正規定は、平成 17 年 5 月 19 日から実施します。

附 則（平成 17 年 5 月 31 日東経企営第 05-53 号及び西相制第 35 号）
この改正規定は、平成 17 年 5 月 31 日から実施します。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日東経企営第 05-11 号及び西相制第 6 号）
この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成 17 年 10 月 13 日東相制第 05-41 号及び西相制第 121 号）
この改正規定は、平成 17 年 10 月 17 日から実施します。

附 則（平成 17 年 10 月 21 日東相制第 05-34 号）
この改正規定は、平成 17 年 10 月 24 日から実施します。

附 則（平成 17 年 10 月 25 日東経企営第 05-66 号及び西相制第 46 号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 26 日から実施します。
（加入者交換機機能メニュー利用機能に係る網使用料の適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定にかかわらず、第 74 条の 2（接続料金等の実績に基づく精算）及び料金表第 1 表（網使用料） 2（料金額） 2-2（端末系交換機能）第 2 欄の規定については、平成 17 年 10 月 31 日までの間なお従前のおりとしします。
- 3 当社は、料金表第 1 表第 1（網使用料） 2（料金額） 2-2（端末系交換機能）第 2 欄に規定する網使用料については、平成 17 年 11 月 1 日から適用します。
（加入者交換機機能メニュー利用機能の実績に基づく精算に関する特例措置）
- 4 当社は、料金表第 1 表第 1（網使用料） 2（料金額） 2-2（端末系交換機能）第 2 欄に規定する網使用料について、平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間は、第 74 条の 2（接続料金等の実績に基づく精算）の規定中「当該事業年度」とあるのを「平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間」と読み替えて適用するものとします。

附 則（平成 17 年 11 月 22 日東相制第 05-30 号及び西相制第 111 号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 17 年 11 月 24 日から実施します。

(一般番号ポータビリティ実現機能に関する経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 31 日までの間は、第 74 条の 2 (接続料金等の実績に基づく精算) 第 1 項の規定については、なお従前のとおりとし、料金表第 1 表第 1 (網使用料) 1 (適用) 第 8-4 欄及び 2 (料金額) 2-2 (端末系交換機能) の表中第 4 欄の規定については、以下の料金表を適用します。

ただし、平成 19 年 1 月 31 日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者へ通知の上、平成 19 年 1 月 31 日より前にそれらの改正規定を適用することがあります。

(1) 適用

区 分	内 容
一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金の適用	一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、料金表第 1 表第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2-2 (端末系交換機能) の表中第 1 欄に掲げる機能、2-8 (番号案内機能) の表中第 2 欄及び第 3 欄ア欄に掲げる機能並びに 2-11 (その他の機能) の表中第 1 欄、第 2 欄及び第 10 欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。

(2) 料金額

区 分		単 位	料金額	備 考	
一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線を識別して方路設定に係る情報を提供する機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.0006 円	—
		イ 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端接続) を利用する場合	1 案内ごとに	0.0007 円	—
		ウ 番号データベース接続機能ア欄を利用する場合	1 接続 3 分までごとに	0.0007 円	—
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.0009 円	—
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.0010 円	—
		カ PHS 制御信号機能を利用する場合	活用型 PHS 事業者の提供する着信転送機能 1 契約者ごとに月額	0.0007 円	—

(同一番号移転可否情報の提供に関する経過措置)

3 この改正規定にかかわらず、平成 17 年 11 月 30 日までの間は、第 3 条 (用語の定義) 第 89 欄、第 68 条 (手続費の支払義務) 第 1 項第 23 号第 25 号、第 74 条の 2 (接続料金等の実績に基づく精算) 第 2 項、料金表第 2 表第 2 (手続費) 1 (適用) 第 12 欄第 13 欄及び同一番号移転可否情報調査費の規定については、なお従前のとおりとします。

ただし、平成 17 年 11 月 30 日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者へ通知の上、平成 17 年 11 月 30 日より前にそれらの改正規定を適用することがあります。

附 則 (平成 17 年 11 月 29 日東相制第 05-83 号及び西相制第 171 号)

この改正規定は、平成 17 年 11 月 29 日から実施します。

附 則 (平成 17 年 12 月 20 日東相制第 05-58 号及び西相制第 139 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 17 年 12 月 21 日から実施します。

(移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定にかかわらず、平成19年1月31日までの間は、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）第59欄第57欄の規定については、適用しないこととします。
ただし、平成19年1月31日以前に当社の準備が整った場合は、協定事業者に通知の上、平成19年1月31日より前にその改正規定を適用することがあります。

附 則（平成17年12月27日東相制第05-46号及び西相制第127号）
この改正規定は、平成17年12月28日から実施します。

附 則（平成17年12月27日東相制第05-89号及び西相制第176号）
この改正規定は、平成17年12月28日から実施します。

附 則（平成18年1月25日東相制第05-74号及び西相制第160号）
この改正規定は、平成18年1月26日から実施します。

附 則（平成17年10月18日東相制第05-60号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

（波長多重機能に係る網使用料の実績に基づく精算に関する特例措置）

2 当社は、波長多重機能に係る網使用料について、平成18年3月1日から平成18年3月31日までの間は、第74条の2（接続料金の実績に基づく精算）の規定中「当該事業年度」とあるのを「平成18年3月1日から平成18年3月31日までの間」と読み替えて適用するものとします。

附 則（平成18年3月3日東相制第05-96号及び西相制第181号）
この改正規定は、平成18年3月6日から実施します。

附 則（平成18年3月27日東相制第05-142号及び西相制第242号）
この改正規定は、平成18年3月28日から実施します。

附 則（平成18年3月31日東相制第05-137号及び西相制第236号）
この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

附 則（平成18年3月31日東相制第05-119号）
この改正規定は、平成18年4月3日から実施します。

附 則（平成18年4月17日東相制第06-16号及び西相制第8号）
この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

附 則（平成18年4月21日東相制第06-10号及び西相制第2号）
この改正規定は、平成18年4月24日から実施します。

附 則（平成18年4月24日東相制第06-11号及び西相制第9号）
この改正規定は、平成18年4月24日から実施します。

附 則（平成18年3月20日西相制第257号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年4月28日から実施します。

（波長多重機能に係る網使用料の実績に基づく精算に関する特例措置）

2 当社は、波長多重機能に係る網使用料について、平成18年4月28日から平成19年3月31日までの間は、第74条の2（接続料金等の実績に基づく精算）の規定中「当該事業年度」とあるのを「平成18年4月28日から平成19年3月31日までの間」と読み替えて適用するものとします。

附 則（平成18年7月18日西相制第71号）

この改正規定は、平成18年7月20日から実施します。

附 則（平成18年7月18日東相制第06-58号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年7月20日から実施します。

（網使用料の適用に関する経過措置）

2 この改正規定にかかわらず、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8欄及び第13欄の規定については、平成18年11月30日までの間なお従前のおりとし、ただし、平成18年11月30日以前に当社の準備が整った場合は、平成18年11月30日より前にそれらの改正規定を適用することがあります。

附 則（平成18年7月19日東相制第06-62号及び西相制第81号）

この改正規定は、平成18年7月20日から実施します。

附 則（平成18年7月13日東相制第06-63号及び西相制第82号）

この改正規定は、平成18年7月20日から実施します。

附 則（平成18年7月24日東相制第06-64号及び西相制第85号）

この改正規定は、平成18年7月25日から実施します。

附 則（平成18年9月15日東相制第06-65号及び西相制第86号）

この改正規定は、平成18年9月19日から実施します。

附 則（平成18年9月28日東相制第06-87号及び西相制第121号）

この改正規定は、平成18年9月28日から実施します。

附 則（平成18年9月29日東相制第06-48号及び西相制第69号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

（網使用料の精算に関する特例措置）

2 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-1第3欄ア欄、第4欄、第5欄、第6欄イ(イ)欄、2-1-1-2第2欄イ(イ)欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能イ欄、通信路設定伝送機能（いずれも保守の区別がタイプ1-2のものに限ります。）及び公衆電話機能に係る網使用料（以下この項において「本件網使用料」といいます。）の算定に用いる保守換算係数の実績（以下この項において「実績換算係数」といいます。）を把握した場合において、その実績換算係数と現に本件網使用料の算定に用いている保守換算係数との間で差分が生じたときに、本件網使用料を変更したときは、第74条（網使用料等の精算）の規定にかかわらず、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用した本件網使用料について、変更前の網使用料と実績換算係数を用いて算定する変更後の網使用料（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第11条第9項、第12条及び第13条に係る部分については、変更前の網使用料の算定に用いられた率と同率を適用したものとします。）との差額（以下この項において「差額」といいます。）に係る精算について、以下の算出式により計算した額を協定事業者と精算するものとします。

精算する額 = (差額のうち保守換算係数の差分によるもの + 差額のうち保守換算係数の差分によらないもの × 1/2) × 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの期間において本件網使用料を適用した需要の実績値

3 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-1第1欄、第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄ア欄及びイ(イ)欄並びに2-1-1-2第2欄イ(イ)欄及び第3欄ア欄に係る網使用料（保守の区別がタイプ1-2のものに限ります。以下この項において「本件網使用料」といいます。）の算定に用

いる保守換算係数の実績（以下この項において「実績換算係数」といいます。）を把握した場合において、その実績換算係数と現に本件網使用料の算定に用いている保守換算係数との間で差分が生じたときに、本件網使用料を変更したときは、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用した本件網使用料について、変更前の網使用料と実績換算係数を用いて算定する変更後の網使用料との差額（以下この項において「差額」といいます。）に係る精算について、以下の算出式により計算した額を協定事業者と精算するものとします。

精算する額 = 差額のうち保守換算係数の差分によるもの×平成18年10月1日から平成19年3月31日までの期間において本件網使用料を適用した需要の実績値

附 則（平成18年9月29日東相制第06-60号及び西相制第80号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年10月2日から実施します。
（番号案内先への通信実現機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定にかかわらず、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-8（番号案内機能等）第4欄第6欄に規定する網使用料については、平成19年4月以降適用を開始するものとします。
（番号案内先への通信実現機能の精算に関する特例措置）
- 3 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-8（番号案内機能等）第4欄第6欄に規定する網使用料の適用開始日（以下、この附則において「適用開始日」といいます。）から平成20年3月31日までの原価に基づいて番号案内先への通信実現機能に係る網使用料を変更したときは、第74条（網使用料等の精算）の規定にかかわらず、変更前の網使用料と変更後の網使用料（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第11条第9項、第12条及び第13条に係る部分については、第75条（接続料金等の遡及適用）の規定により平成19年4月1日に遡及して適用される他の網使用料の算定に用いられた率と同率を適用したものとします。以下次項において同じとします。）との差額に、適用開始日から平成20年3月31日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとします。
（番号案内サービス接続機能等の精算に関する特例措置）
- 4 前項の規定により、番号案内先への通信実現機能に係る網使用料を変更したときは、平成19年度に適用した番号案内サービス接続機能、手動交換サービス接続機能及び自動コレクトサービス接続機能に係る網使用料を変更するものとし、第74条の規定にかかわらず、変更前の網使用料と変更後の網使用料との差額（以下、この項において「差額」といいます。）について、以下の算出式により計算した額を協定事業者と精算するものとします。

精算する額 = (差額のうちNPS交換機及び中継交換機に係るもの+差額のうちNPS交換機及び中継交換機に係るもの以外のもの×1/2) ×平成19年度におけるこれらの機能に係る需要の実績値

附 則（平成18年10月2日西相制第108号）
この改正規定は、平成18年10月3日から実施します。

附 則（平成18年10月23日東相制第06-105号及び西相制第140号）
この改正規定は、平成18年10月23日から実施します。

附 則（平成18年11月21日東相制第06-100号）
（実施時期）
1 この改正規定は、平成18年11月22日から実施します。
（光回線設備線路条件調査費の適用に関する経過措置）
2 この改正規定にかかわらず、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）1（適用）の表中第5欄ウ欄及び2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第15欄（光回線設備線路条件調査費）ウ欄の規定については、平成18年12月24日までの間なお従前のおりとします。

(光回線設備線路条件調査費の実績に基づく精算に関する特例措置)

3 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第15欄（光回線設備線路条件調査費）ウ欄に係る手続費について、第74条の2（接続料金等の実績に基づく精算）の規定中「その事業年度」とあるのを、平成18年4月1日から平成18年12月24日までの間に適用されるものについては「平成18年4月1日から平成18年12月24日までの間」と、平成18年12月25日から平成19年3月31日までの間に適用されるものについては「平成18年12月25日から平成19年3月31日までの間」と、それぞれ読み替えて適用するものとします。

(光回線設備線路条件調査費の遡及適用に関する特例措置)

4 当社は、この改正規定による料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第15欄（光回線設備線路条件調査費）ウ欄に係る手続費の変更については、第75条（接続料金等の遡及適用）の規定を適用しないものとします。

附 則（平成18年12月8日東相制第06-119号及び西相シ第83号）
この改正規定は、平成18年12月11日から実施します。

附 則（平成18年12月22日東相制第06-98号及び西相制第134号）
この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

附 則（平成19年1月19日東相制第06-127号及び西相制第166号）
この改正規定は、平成19年1月19日から実施します。

附 則（平成18年12月4日東相制第06-128号及び西相制第167号）
この改正規定は、平成19年1月19日から実施します。

附 則（平成19年1月25日東相制第06-146号及び西相制第185号）
この改正規定は、平成19年1月25日から実施します。

附 則（平成19年1月25日東相制第06-137号及び西相シ第109号）
この改正規定は、平成19年1月26日から実施します。

附 則（平成19年2月2日西相制第205号）

1 この改正規定は、平成19年2月13日から実施します。

2 当社は、料金表第2表第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第27欄に規定する手続費については、第75条（接続料金等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成19年2月13日に遡及して適用します。

3 当社は、料金表第2表第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第27欄に規定する手続費について、平成18年4月1日から平成19年2月12日までの間は、平成19年2月26日に総務大臣の認可を受けた西相制第175号の改正規定のうち、料金表第2表第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第27欄に規定する料金額に替えて、下記の料金額を適用するものとします。

区分		単位	手続費の額	備考
ルーティング 番号登録工事 等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	月額	5,924,416円	

4 当社は、この改正規定を実施する日を含む暦月においては、料金表第2表第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第27欄に規定する手続費について、料金表第2表第2（手続費）1（適用）第12欄の規定中「手続費の額」とあるのは「手続費の額が適用される暦日数に応じて日割した料金額」と、「暦月ごとの」とあるのは「暦月のうちその手続費の額が適用される期間における」と読み替えて適用するものとします。

附 則（平成19年2月26日東相制第06-138号及び西相制175号）

この改正規定は、平成19年2月27日から実施します。

附 則（平成19年3月14日東相制第06-202号及び西相制第253号）
この改正規定は、平成19年3月14日から実施します。

附 則（平成19年3月23日西相制第247号）
この改正規定は、平成19年3月26日から実施します。

附 則（平成19年3月30日西相制第249号）
この改正規定は、平成19年3月30日から実施します。

附 則（平成19年3月30日東相制第06-182号及び西相制第231号）
この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

附 則（平成19年3月30日東相制第06-199号）
この改正規定は、平成19年4月2日から実施します。

附 則（平成19年3月30日東相制第06-184号及び西相制第135号）
この改正規定は、平成19年4月2日から実施します。

附 則（平成19年5月29日東相制第06-179号及び西相制第230号）
この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。

附 則（平成19年6月27日東相制第07-12号及び西相制第3号）
この改正規定は、平成19年6月28日から実施します。

附 則（平成19年7月30日東相制第07-43号及び西相制第64号）
この改正規定は、平成19年7月31日から実施します。

附 則（平成19年7月30日東相制第07-44号及び西相制第65号）
この改正規定は、平成19年7月31日から実施します。

附 則（平成19年10月5日東相制第07-69号及び西相制第106号）
この改正規定は、平成19年10月9日から実施します。

附 則（平成19年10月17日西相制第86号）
この改正規定は、平成19年10月18日から実施します。

附 則（平成19年11月2日東相制第07-72号及び西相制第112号）
この改正規定は、平成19年11月5日から実施します。

附 則（平成19年11月2日東相制第07-54号）
この改正規定は、平成19年11月5日から実施します。

附 則（平成19年11月7日東相制第07-47号及び西相制第67号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年11月8日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定の実施前に、接続申込者が、従前の第10条の3（相互接続点の調査）第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合、従前の第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第1項の規定により光信号中継回線の線路設備調査の申込みを行った場合又は従前の第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定に

より光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手続きについては、なお従前の通り取り扱うものとします。

- 3 前項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第 10 条の 3 第 1 項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に、同条第 5 項に規定する回答を当社が行ったときは、この改正規定の第 10 条の 4（相互接続点の設置）第 1 項及び第 2 項を準用します。この場合において、「前条第 5 項」とあるのは「従前の第 10 条の 3 第 5 項」と、「回答及び承諾」とあるのは「回答」と、「前条第 1 項」とあるのは「従前の第 10 条の 4 第 1 項」と読み替えます。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第 10 条の 3 第 1 項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、従前の第 10 条の 4（相互接続点の設置の申込み）第 3 項に規定する工事（従前の第 10 条の 4 第 4 項の規定によりその工事の着手を延伸する場合を含みます。）が、その工事に着手した日から 6 ヶ月以内（この改正規定の実施前にその工事に着手したときは、この改正規定の実施日から 6 ヶ月以内とします。）に完了しないときは、従前の第 10 条の 3 第 5 項に規定する回答は効力を失い、当社は従前の第 10 条の 4 第 2 項に規定する相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が従前の第 10 条の 4 第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が当社に対し、工事を完了するまでの期間が 6 ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出、その理由が合理的であると当社が判断したときは、この限りではありません。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第 34 条の 4 第 1 項の規定により光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日から 6 ヶ月が経過する日と提供可能時期（光信号端末回線においては、同条第 2 項に規定する提供可能時期（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期とします。）をいい、光信号局内伝送路においては、同条第 7 項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から 1 ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。以下この項において同じとします。）から 3 ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日とのいずれか遅い日（提供可能時期がこの改正規定の実施前となる場合には、この改正規定の実施日から 6 ヶ月が経過する日とします。以下この項において「接続開始期日」といいます。）までに接続を開始しなかったときは、従前の第 34 条の 4 第 2 項及び第 5 項に規定する回答は効力を失い、当社は接続申込者が同条第 1 項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が接続開始期日までに当社に対して接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。
- 6 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った従前の第 34 条の 4 第 1 項に規定する申込みに係る機能の利用を開始したものとみなします。この利用したものとみなす期間において、従前の第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 2 項の規定は適用されないものとします。
- 7 第 2 項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第 34 条の 4 第 1 項の規定により光信号端末回線との接続の申込みを行った場合においては、接続申込者は、同条第 2 項に規定する回答を当社が行った日（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期を接続申込者に通知した日とします。）から 3 ヶ月が経過する日（この改正規定の実施前に当社がその回答又は通知を行ったときは、この改正規定の実施日から 3 ヶ月が経過する日とします。以下この項において「工事日指定期日」といいます。）までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わなかったときは、同条第 2 項に規定する回答は効力を失い、当社は工事日指定期日をもって、接続申込者が同条第 1 項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

- 8 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に従前の第10条の4第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行ったときは、この改正規定の第78条の3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）の規定を準用します。この場合において、「第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する回答を当社が行った日から」とあるのは「従前の第10条の4（相互接続点の設置の申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から」と、「第10条の4（相互接続点の設置）第2項若しくは第4項」とあるのは「従前の第10条の4第3項（同条第4項において準用される場合を含みます。）」と、それぞれ読み替えます。
- 9 この改正規定実施前に接続申込者が当社の電柱（当社の通信用建物の敷地内のものを除きます。）に装置等を設置する申込みを行った場合であって、この改正規定の実施日以降において、接続申込者が、その装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を当社に提出したときは、その装置等が接続に必要な装置等であると当社が確認できたときから、その装置等の設置をこの改正規定の電柱添架として取り扱うものとします。

附 則（平成19年11月15日東相制第07-85号及び西相制第117号）
この改正規定は、平成19年11月15日から実施します。

附 則（平成19年11月2日東相制第07-86号及び西相制第118号）
この改正規定は、平成19年11月15日から実施します。

附 則（平成19年12月28日東相制第07-73号及び西相制第113号）
この改正規定は、平成19年12月28日から実施します。

附 則（平成19年12月28日東相制第07-91号及び西相制第132号）
この改正規定は、平成19年12月28日から実施します。

附 則（平成19年12月28日東相制第07-96号）
この改正規定は、平成19年12月28日から実施します。

附 則（平成20年1月9日東相制第07-126号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年1月10日から実施します。

（波長多重機能に係る網使用料の実績に基づく精算に関する特例措置）

2 当社は、波長多重機能ア欄に係る網使用料について、この改正規定実施の日から平成20年3月31日までの間は、第74条の2（接続料金の実績に基づく精算）の規定中「その事業年度」とあるのを「この改正規定実施の日から平成20年3月31日までの間」と読み替えて適用するものとします。

附 則（平成20年2月28日東相制第07-131号）
この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

附 則（平成20年2月28日東相制第07-132号）
1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

（接続工事等時刻指定手続費の適用に関する経過措置）

2 この改正規定にかかわらず、第68条（手続費の支払義務）第1項第29号、同条第3項及び料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄の規定については、当社の準備が整い次第適用を開始するものとします。

附 則（平成20年1月29日西相シ第82号）

この改正規定は、平成20年3月3日から実施します。

附 則（平成20年3月7日東相制第07-163号及び西相制第211号）
この改正規定は、平成20年3月10日から実施します。

附 則（平成20年3月27日東相制第07-127号及び西相制第167号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。ただし、改正規定のうち、第74条（網使用料等の精算）、第74条の2（手数料の実績に基づく精算）及び第75条（工事費及び手数料等の遡及適用）並びに料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-10-1に規定する網使用料、第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）第32欄に規定する手数料については、平成20年4月1日から適用します。

（網使用料等の精算に係る経過措置）

2 平成19年度の実績原価を用いて網使用料等を算定したときは、この改正規定にかかわらず、従前の第74条（網使用料等の精算）の規定に基づき、平成19年度に適用された当該網使用料等について精算を行います。

（接続料金等の実績に基づく精算に係る経過措置）

3 平成19年度の需要の実績値、受付実績数及び情報提供数を把握したときには、この改正規定にかかわらず、従前の第74条の2（接続料金等の実績に基づく精算）の規定に基づき、平成19年度に適用された接続料金等について精算を行います。この場合において、平成19年4月1日から平成20年2月29日までの間に適用された同一番号移転可否情報調査費ア欄に係る料金額は、従前の第74条の2第2項の規定に基づき精算し、平成20年3月1日から平成20年3月31日までの間に適用された同一番号移転可否情報調査費及びルーティング番号登録工事等受付手数料に係る料金額は、従前の第74条の2第1項に規定する精算の対象とします。

（調整額に係る経過措置）

4 この改正規定にかかわらず、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）に規定する年額料金、第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）に規定する通信用建物に係る年額料金、土地に係る年額料金、電気料及び設備使用料の年額料金並びに附則第5条（網改造料の算出式に関する経過措置）に規定する年額料金について、平成19年度から平成21年度に適用する料金額を算定する場合には、その料金額を算定する算出式における調整額は零とします。

附 則（平成20年3月27日東相制第07-173号及び西相制第238号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。ただし、第74条の2（接続料金の実績に基づく精算）の削除については、平成20年4月1日から適用します。

（接続料金の実績に基づく精算に係る経過措置）

2 平成19年度の需要の実績値及び受付実績数を把握したときには、この改正規定にかかわらず、従前の第74条の2（接続料金の実績に基づく精算）の規定に基づき、平成19年度に適用された接続料金について精算を行います。

附 則（平成20年3月28日東相制第07-179号及び西相制第237号）
この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附 則（平成20年3月28日東相制第07-180号及び西相制第243号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

（IP通信網との接続に係る経過措置）

2 当社は、協定事業者がIP通信網（当社が指定したものに限り。）と第5条（標準的な接続箇所）第1項第3欄又は第4欄に規定する接続箇所においてIGSを経由した接続を行う場合の当社の提供条件（この約款に規定するものを除きます。）については、当該提供条件を新たにこの約款（事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。）に規定するま

での間、当社の音声利用IP通信網（主として通話の用に供するものをいいます。）との相互接続において当該協定事業者に適用する条件を、当該協定事業者との間のこの約款に基づく協定の条件とみなして適用します。

- 3 第5条第1項第7欄に規定する接続箇所において接続している協定事業者は、当該接続箇所が設置されているのと同じの通信用建物内に設置された第5条第1項第7欄に規定する接続箇所においてIP通信網（当社が指定したものに限り、）と新たに接続を行う場合であって、当社が定める日までに当該接続に係る接続申込みを行ったときは、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項及び第2項、第66条（網改造料の支払義務）第1項、第67条（工事費の支払義務）第1項並びに第68条（手数料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、当該接続に係る接続料（料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-2（加算料）第3欄第4欄、2-5-3-2（加算料）、2-11（その他の機能）第19欄及び第20欄に規定する網使用料、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄第51欄に規定する網改造料、第2表（工事費及び手数料）第1（工事費）2-2（2-1以外の工事費）第5欄に規定する工事費又は第2（手数料）2-1（手数料）第20欄に規定する手数料のうち当社が認めたものに限り、）について、当該接続を開始した日から3年間（3年未満で当該接続を終了した場合はそれまでの間とします。以下この附則において「支払免除期間」といいます。）支払いを要しないものとし、第77条の3（債務の履行の担保）第1項及び第2項の規定にかかわらず、支払免除期間においては、第77条の3第2項第2号に規定する額（当該接続に係る接続料として当社が認めた網改造料に係る個別管理対象設備について協定が消滅するとした場合に負担を要するものに限り、）について、債務の履行の担保を要しないものとします。

附 則（平成20年3月28日東相制第07-172号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
- 2 この改正規定にかかわらず、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8欄キ欄及び第13欄イ欄の規定については、当社の準備が整い次第適用を開始するものとします。

附 則（平成20年3月28日西相制第240号）

この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附 則（平成20年3月27日東相制第07-150号及び西相制第202号）

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

附 則（平成20年6月11日東相制第08-33号及び西相制第36号）

この改正規定は、平成20年6月12日から実施します。

附 則（平成20年6月17日東相制第08-31号及び西相制第11号）

この改正規定は、平成20年6月23日から実施します。

附 則（平成20年6月24日東相制第08-8号）

この改正規定は、平成20年6月25日から実施します。ただし、当社の準備が整い次第、適用を開始するものとします。

附 則（平成20年6月24日東相制第07-129号及び西相制第169号）

（実施時期）

- この改正規定は、平成20年6月25日から実施します。ただし、平成20年4月1日に遡及して適用します。
（網使用料の調整）
- 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（接続料規則第8条第2項ただし書きの規定に基づき算定した部分に限り、）以下この附則において「当期網使用料」といい

ます。)を変更するために新たな網使用料(以下この附則において「次期網使用料」といいます。)を算定するときは、当期網使用料の算定に用いた原価と当期網使用料の収入(当期網使用料の算定期間の最終年度における収入については、当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として合理的な需要予測に基づき算定するものとします。)との差額を次期網使用料の原価に加えるものとします。

- 3 当社は、次期網使用料(接続料規則第8条第2項ただし書きの規定に基づき算定した部分に限ります。)を変更するために新たな網使用料(以下この附則において「次々期網使用料」といいます。)を算定するときは、前項の規定により算定した当期網使用料の算定期間の最終年度における収入と当該年度における当期網使用料の収入の実績値との差額を次々期網使用料の原価に加えるものとします。
- 4 当社は、次期網使用料について、第2項に規定する差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、次期以降の網使用料を算定する際、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。
(光信号引込等設備の撤去に係る負担額の遡及適用)
- 5 当社は、この改正規定のうち、料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)の規定について、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、平成19年度における遡及適用は行わないものとします。

附 則(平成20年6月27日東相制第08-38号及び西相制第42号)
この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則(平成20年6月27日東相制第08-39号及び西相制第43号)
この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則(平成20年6月27日東相制第08-40号及び西相制第44号)
この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則(平成20年6月27日西相制第46号)
この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則(平成20年6月27日西相制第45号)
この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則(平成20年9月30日東相制第08-50号)
この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則(平成20年9月30日西相制第79号)
この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則(平成20年9月30日東相制第08-63号及び西相制第29号)
この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則(平成20年10月2日西相制第88号)
この改正規定は、平成20年10月3日から実施します。

附 則(平成20年10月23日東相制第08-82号)
(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

(ルーティング番号登録工事等受付手続費等の実績に基づく精算に関する特例措置)

2 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続

費)の表中第26欄及び第27欄に係る手続費について、第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定中「その事業年度」とあるのを、平成20年4月1日から平成20年11月30日までの間に適用されるものについては「平成20年4月1日から平成20年11月30日までの間」と、平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に適用されるものについては「平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間」と、それぞれ読み替えて適用するものとします。

(ルーティング番号登録工事等受付手続費等の遡及適用に関する特例措置)

3 当社は、この改正規定による料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)の表中第26欄及び第27欄に係る手続費の変更については、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定を適用しないものとします。

附 則(平成20年11月25日東相制第08-64号及び西相制第89号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

(IP通信網との接続に係る経過措置)

2 当社は、協定事業者がIP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第3欄又は第4欄に規定する接続箇所においてIGSを経由した接続を行う場合の当社の提供条件(この約款に規定するものを除きます。)については、当該提供条件を新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。

3 当社及び協定事業者は、IP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第7-2欄又は第7-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該接続における相互接続通信及び他社相互接続通信に係る網使用料については、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。

(LAN型通信網との接続に係る経過措置)

4 当社及び協定事業者は、LAN型通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第5-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定し、その支払いの扱いについて当該協定事業者との協議が整うまでの間、当該接続に係る利用者料金については役務区間単位料金とします。

附 則(平成20年9月24日東相制第08-65号及び西相制第90号)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則(平成20年12月5日東相制第08-104号及び西相制第123号)

この改正規定は、平成20年12月8日から実施します。

附 則(平成21年2月16日東相制第08-143号及び西相シ第44号)

この改正規定は、平成21年2月18日から実施します。

附 則(平成21年2月23日東相制第08-151号)

この改正規定は、平成21年2月23日から実施します。

附 則(平成21年2月24日東相制第08-107号及び西相制第124号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年2月25日から実施します。ただし、この改正規定のうち料金表(第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第4欄イ、2(料金額)2-2の2(加入者交換機接続用伝送装置利用機能)ア欄に規定する網使用料、第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)1(適用)第8欄、2(手続費の額)2-2(2-1以外の手続費)第4欄に規定する手続費、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)に規定する工事費、手続費及び負担額(第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表(接続料

- 金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率によることとします。)を除きます。)、附則第18条及び附則(平成19年11月2日東相制第07-72号及び西相制第112号)に係るものについては、平成21年4月1日から適用します。
- 2 第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)及び料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-8(番号案内機能等)第4.6欄に規定する網使用料に係る改正規定については、平成20年4月1日に遡及して適用します。

附 則(平成21年3月30日東相制第08-171号及び西相制第192号)

この改正規定は、平成21年3月31日から実施します。ただし、この改正規定において変更する第10条の規定及び料金表に規定する料金額については、平成21年4月1日から適用します。

附 則(平成21年3月9日東相制第08-156号及び西相制第174号)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附 則(平成21年3月31日東相制第08-131号及び西相制第150号)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附 則(平成21年3月31日東相制第08-145号及び西相制第164号)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附 則(平成21年4月16日西相制第5号)

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則(平成21年8月6日東相制第09-18号及び西相制第17号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年8月7日から実施します。ただし、改正規定のうち、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第5351欄ア(イ)欄及び第6261欄に規定する機能については、平成23年4月以降当社の準備が整い次第、提供を開始するものとします。

(ネイティブ接続に係る接続申込みの承諾についての特則)

- 2 当社は、ネイティブ接続に係る接続申込みを受け付ける期間(平成21年度内に設定する期間とします。以下この附則において「受付期間」といいます。)を定め、当該受付期間に受け付けたネイティブ接続に係る接続申込み(以下この附則において「選定対象接続申込み」といいます。)について、次の各号に掲げる選定対象接続申込みの数に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱うこととします。

- (1) 選定対象接続申込みの数が3以下のとき
受付期間経過後、第22条(接続申込みの承諾)第1項の規定に基づき承諾するものとします。
- (2) 選定対象接続申込みの数が4以上のとき
受付期間経過後、第22条第1項中「その接続申込みを受け付けた順番に従って」とあるのを、「附則(平成21年8月6日東相制第09-18号及び西相制第17号)第3項第1号に規定するインターネット接続サービスの契約数等の合計数の多い順番に従って」と読み替え、読み替え後の同項の規定に基づき承諾するものとします。
- 3 前項第2号に規定する場合は、ネイティブ接続に係る接続申込者は、当社に対して、次の各号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。
- (1) 他事業者(当該接続申込者の接続申込みが承諾されることを前提として、当該接続申込者に対し、ネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている者に限りません。以下この項において同じとします。)のインターネット接続サービスの契約数等(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下この号において「報告規則」といいます。)第2条第1項に規定するインターネット接続サービス(携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。)の契約数等であって、当社が定める時点のものとする。)及びその合計数を記した書面(当社が定める様式による

ものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している他事業者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第7によるものとし、）の写しを添付するものとし、）

(2) 他事業者が、当該接続申込者に対して、ネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることを示す書面

4 当社は、第47条（守秘義務）の規定にかかわらず、前項の規定に基づき当社に提出された書面に記された情報の内容について主務官庁に通知し、確認を求めています。

5 当社は、受付期間経過後に受け付けたネイティブ接続に係る接続申込みについては、選定対象接続申込みを承諾した後に、第22条第1項の規定に基づき承諾するものとし、（経過措置）

6 この改正規定実施前から締結している協定において「料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第5351欄」が規定されている場合には、この改正規定実施後は、次の各号に掲げる接続箇所に応じ、当該各号に定めるところにより読み替えて適用することとします。

(1) ISP接続用ルータで接続するとき

料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第5351欄ア(7)欄

(2) 一般中継局ルータ又は特別中継局ルータで接続するとき

料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第5351欄イ欄

附 則（平成21年9月29日東相制第09-67号）

この改正規定は、平成21年9月30日から実施します。

附 則（平成21年11月20日東相制第09-85号）

この改正規定は、平成21年11月24日から実施します。

附 則（平成22年1月26日東相制第09-127号及び西相シ第37号）

この改正規定は、平成22年1月27日から実施します。

附 則（平成22年2月17日東相制第09-141号及び西相制第135号）

この改正規定は、平成22年2月18日から実施します。

附 則（平成22年2月22日東相制第09-88号及び西相制第83号）

この改正規定は、平成22年2月23日から実施します。

附 則（平成22年3月1日東相制第09-98号及び西相制第93号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年3月2日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）及び附則第18条に係るものについては、平成22年4月1日から適用します。

（網改造料の算定に係る経過措置）

2 料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）に規定する年額料金について、平成22年度及び平成23年度に適用する料金額を算定（データ系設備合計の設備管理運営費比率を用いる場合に限り、）するときには、調整額の算出式の規定にかかわらず、その料金額を算定する算出式における調整額は零とします。

附 則（平成22年3月3日西相制第141号）

この改正規定は、平成22年3月4日から実施します。

附 則（平成22年3月3日東相制第09-153号及び西相制第142号）
この改正規定は、平成22年3月4日から実施します。

附 則（平成22年3月29日東相制第09-123号及び西相制第121号）
この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則（平成22年3月29日東相制第09-124号及び西相制第122号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定の実施後は、その実施前から締結している協定において「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-5（中継伝送機能）2-5-3（光信号中継伝送機能）2-5-3-1（基本料）」が規定されている場合には、「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-5（中継伝送機能）2-5-3（光信号中継伝送機能）2-5-3-1（一般光信号中継伝送機能に係る基本料）」と、「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-5（中継伝送機能）2-5-3（光信号中継伝送機能）2-5-3-2（加算料）」が規定されている場合には、「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-5（中継伝送機能）2-5-3（光信号中継伝送機能）2-5-3-3（加算料）」と、それぞれ読み替えて適用することとします。

附 則（平成22年3月29日東相制第09-144号及び西相制第136号）
この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則（平成22年3月31日東相制第09-182号及び西相制第178号）
この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則（平成22年4月23日東相制第10-11号及び西相シ第2号）
この改正規定は、平成22年4月26日から実施します。

附 則（平成22年5月31日東相制第10-30号及び西相シ第13号）
この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則（平成22年6月25日東相制第10-43号及び西相制第32号）
この改正規定は、平成22年6月29日から実施します。

附 則（平成22年6月29日東相制第09-168号及び西相制第161号）

この改正規定は、平成22年6月30日から実施することとし、平成23年3月以降当社の準備が整い次第適用することとします。

附 則（平成22年6月30日東相制第10-36号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

（精算に関する特例措置）

2 ルーティング番号登録工事費等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費イ欄については、第75条（工事費及び手数料等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成22年6月30日までの間、以下の料金表を適用するものとします。

区 分		単 位	手続費の額	備 考
ルーティング番	当社が指定した電気	ア欄	1件ごとに	66円

号登録工事等受付手続費	通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	イ欄	1件ごとに	159円	—
同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	303円	—

3 ルーティング番号登録工事費等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費イ欄について、第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定に基づき、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの実績に基づく精算を行うときは、同条において「その事業年度」とあるのは「平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間」と、平成22年7月1日から平成23年3月31日までの実績に基づく精算を行うときは、同条において「その事業年度」とあるのは「平成22年7月1日から平成23年3月31日までの間」と、それぞれ読み替えるものとします。

附 則（平成22年7月7日東相制第10-38号及び西相シ第18号）
この改正規定は、平成22年7月8日から実施します。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号及び西相制第48号）
この改正規定は、平成22年8月2日から実施します。

附 則（平成22年9月28日東相制10-41号及び西相制31号）
この改正規定は平成22年9月29日から実施します。ただし、平成22年4月1日からこの改正規定実施日までの間に、料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-1（工事費）第27-2欄ウ欄の規定に該当する工事を行っていた場合には、改正後の光屋内配線工事費を遡及して適用するものとします。

附 則（平成22年12月27日東相制第10-7024号及び西相制第102号）
この改正規定は、平成22年12月28日から実施します。

附 則（平成22年12月6日東相制第10-7012号及び西相制第91号）
この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則（平成23年1月31日西相シ第60号）
この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則（平成23年2月18日東相制第10-7073号及び西相制第129号）
この改正規定は、平成23年2月18日から実施します。

附 則（平成23年2月25日東相制第10-7076号）
この改正規定は、平成23年2月28日から実施します。

附 則（平成23年3月29日東相制第10-7045号及び西相制第115号）
この改正規定は、平成23年3月30日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）及び附則第18条に係るものについては、平成23年4月1日から適用します。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日東相制第 10-7071 号及び西相制第 130 号）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日東相制第 10-7088 号及び西相制第 144 号）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日東相制第 10-7114 号及び西相制第 172 号）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 23 年 4 月 4 日東相制第 10-7043 号及び西相制第 116 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 5 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（網使用料の算定に係る措置）

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成 22 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 22 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 22 年度に係るものに限り、）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 24 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

附 則（平成 23 年 4 月 4 日東相制第 10-7044 号及び西相制第 117 号）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 5 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 23 年 5 月 10 日西相シ第 10 号）

この改正規定は、平成 23 年 5 月 13 日から実施します。

附 則（平成 23 年 5 月 19 日東相制第 11-0019 号）

この改正規定は、平成 23 年 5 月 20 日から実施します。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日東相制第 10-7040 号及び西相シ第 59 号）

この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

附 則（平成 23 年 6 月 13 日東相制第 11-0012 号及び西相シ第 1 号）

この改正規定は、平成 23 年 6 月 27 日から実施します。

附 則（平成 23 年 7 月 7 日東相制第 11-0039 号及び西相制第 35 号）
この改正規定は、平成 23 年 7 月 7 日から実施します。

附 則（平成 23 年 7 月 11 日東相制第 11-0022 号及び西相シ第 15 号）
この改正規定は、平成 23 年 7 月 21 日から実施します。

附 則（平成 23 年 8 月 8 日東相制第 11-0043 号及び西相シ第 20 号）
この改正規定は、平成 23 年 8 月 10 日から実施します。

附 則（平成 23 年 8 月 12 日東相制第 11-0050 号及び西相制第 52 号）
この改正規定は、平成 23 年 8 月 22 日から実施します。

附 則（平成 23 年 8 月 3 日東相制第 11-0051 号及び西相制第 53 号）
この改正規定は、平成 23 年 8 月 22 日から実施します。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日東相制第 11-0080 号及び西相制第 73 号）
この改正規定は、平成 23 年 9 月 30 日から実施します。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日東相制第 11-0075 号及び西相制第 69 号）
この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 23 年 11 月 24 日東相制第 11-0113 号及び西相制第 98 号）
この改正規定は、平成 23 年 11 月 24 日から実施します。

附 則（平成 23 年 11 月 25 日東相制第 11-0100 号及び西相シ第 35 号）
この改正規定は、平成 23 年 11 月 28 日から実施します。

附 則（平成 24 年 1 月 30 日東相制第 11-0149 号）
この改正規定は、平成 24 年 1 月 31 日から実施します。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日東相制第 11-0177 号及び西相制第 196 号）
この改正規定は、平成 24 年 3 月 26 日から実施します。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日東相制第 11-0143 号及び西相制第 141 号）
（実施時期）

1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 29 日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第 75 条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）第 2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第 1 号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第 1 表（接続料金）第 2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、附則第 18 条、附則（平成 22 年 7 月 30 日東相制第 10-56 号）及び附則（平成 23 年 3 月 31 日東相制第 10-7088 号西相制第 144 号）に係るものについては、平成 24 年 4 月 1 日から適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 24 年度及び平成 25 年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を 0.6540 として算定します。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日東相制第 11-0142 号及び西相制第 142 号）
この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日東相制第 11-0141 号及び西相制第 143 号）
この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日東相制第 11-0162 号及び西相制第 159 号）
この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日東相制第 12-0009 号及び西相制第 7 号）
（実施時期）

1. この改正規定は、平成 24 年 4 月 27 日から実施し、平成 24 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（経過措置）

2. 当社は、料金表第 1 表第 1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）の表中第 23 欄に規定する波長多重機能の料金について、平成 22 年度に適用した網使用料と次に掲げる平成 22 年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、平成 22 年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分		単 位	料 金 額	備 考
波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	388 円	—

附 則（平成 24 年 5 月 16 日東相制第 12-0013 号及び西相制第 8 号）
この改正規定は、平成 24 年 5 月 17 日から実施します。

附 則（平成 24 年 5 月 18 日西相制第 9 号）
この改正規定は、平成 24 年 5 月 18 日から実施します。

附 則（平成 24 年 5 月 31 日東相制第 12-0010 号及び西相シ第 8 号）
この改正規定は、平成 24 年 6 月 4 日から実施します。

附 則（平成 24 年 6 月 28 日東相制第 12-0036 号及び西設相シ第 3 号）
この改正規定は、平成 24 年 6 月 28 日から実施します。

附 則（平成 24 年 7 月 26 日東相制第 12-0044 号及び西設相制第 20 号）
この改正規定は、平成 24 年 7 月 31 日から実施します。

附 則（平成 24 年 2 月 28 日東相制第 11-0165 号及び西相制第 166 号）
この改正規定は、平成 24 年 8 月 31 日から実施します。

附 則（平成 24 年 8 月 31 日東相制第 12-0048 号及び西設相シ第 12 号）
この改正規定は、平成 24 年 9 月 18 日から実施します。

附 則（平成 24 年 10 月 31 日東相制第 12-0073 号及び西設相制第 53 号）
この改正規定は、平成 24 年 10 月 31 日から実施します。

附 則（平成 24 年 10 月 26 日東相制第 12-0074 号及び西設相制第 54 号）
この改正規定は、平成 24 年 10 月 31 日から実施します。

附 則（平成 24 年 12 月 14 日東相制第 12-0090 号及び西設相制第 77 号）
この改正規定は、平成 24 年 12 月 17 日から実施します。

附 則（平成 24 年 12 月 18 日東相制第 12-0055 号及び西設相制第 34 号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 18 日から実施します。
（ＩＰｏＥ接続に係る接続申込みの承諾についての特則）
- 2 当社は、ＩＰｏＥ接続に係る接続申込みを受け付ける期間（平成 24 年度内に設定する期間とします。以下この附則において「受付期間」といいます。）を定め、当該受付期間に受け付けたＩＰｏＥ接続に係る接続申込み（以下この附則において「選定対象接続申込み」といいます。）について、次の各号に掲げる選定対象接続申込みの数に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱うこととします。
 - (1) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点でＩＰｏＥ接続を行っている協定事業者の数を含め 16 以下のとき
受付期間経過後、第 22 条（接続申込みの承諾）第 1 項の規定に基づき承諾するものとします。
 - (2) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点でＩＰｏＥ接続を行っている協定事業者の数を含め 17 以上のとき
受付期間経過後、第 22 条第 1 項中「その接続申込みを受け付けた順番に従って」とあるのを、「附則（平成 24 年 12 月 18 日東相制第 12-0055 号及び西設相制第 34 号）第 3 項第 1 号に規定するインターネット接続サービスの契約数等の合計数の多い順番に従い、当該合計数が同数の場合であって、当該合計数の多い順番に従って承諾することができないＩＰｏＥ接続に係る接続申込者（以下、この項及び次項において「ＩＰｏＥ接続申込者」といいます。）があるときには、当該ＩＰｏＥ接続申込者については、同附則第 3 項第 3 号に規定するＩＰｏＥ接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等の多い順番に従って」と読み替え、読み替え後の同項の規定に基づき承諾するものとします。
- 3 前項第 2 号に規定する場合は、ＩＰｏＥ接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第 1 号及び第 2 号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。また、前項第 2 号において、当該合計数の多い順番に従って承諾することができないＩＰｏＥ接続申込者があるときは、当該ＩＰｏＥ接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第 3 号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。
 - (1) 他事業者（当該ＩＰｏＥ接続申込者の接続申込みが承諾されることを前提として、当該ＩＰｏＥ接続申込者に対し、ＩＰｏＥ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている者に限ります。以下この項において同じとします。）のインターネット接続サービスの契約数等（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下この項において「報告規則」といいます。）第 2 条第 1 項に規定するインターネット接続サービス（携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービスであるものを除く。）の契約数等であって、当社が定める時点のものとし、以下、この項において同じとします。）及びその合計数を記した書面（当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している他事業者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第 7 によるものとし、）の写しを添付するものとし、）
 - (2) 他事業者が、当該ＩＰｏＥ接続申込者に対して、ＩＰｏＥ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることを示す書面
 - (3) ＩＰｏＥ接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等を記した書面（当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告しているＩＰｏＥ接続申込者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第 7 によるものとし、）の写しを添付するものとし、）
- 4 当社は、第 47 条（守秘義務）の規定にかかわらず、前項の規定に基づき当社に提出された書面に記された情報の内容について主務官庁に通知し、確認を求めることがあります。

5 当社は、受付期間経過後に受け付けた I P o E 接続に係る接続申込みについては、選定対象接続申込みを承諾した後に、第 22 条第 1 項の規定に基づき承諾するものとします。

附 則（平成 24 年 12 月 27 日東相制第 12-0093 号及び西設相制第 78 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 10 日から実施します。

（経過措置）

- 2 協定事業者は、第 99 条の 6（光回線設備等に係る情報の提供）第 3 項なお書きの規定にかかわらず、この改正規定の実施前に同条第 3 項第 1 号に規定する情報の提供を受けた場合は、当該情報に係る通信用建物について同条第 3 項第 3 号に規定する情報のみの提供も請求することができます。この場合において、当社は、同条第 3 項第 3 号に規定する情報提供の請求を受けた時点の光配線区域に係る情報を回答します。
- 3 協定事業者は、前項に規定する情報の提供を受けた場合は、料金表第 2 表第 2（手数料）1（適用）第 15 欄の規定にかかわらず、2（手数料の額）2-1（手数料）第 25 欄第 26 欄に規定する手数料のみの支払いを要します。

附 則（平成 24 年 9 月 4 日東相制第 12-0032 号及び西設相制第 2 号）

1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 25 日から実施します。

- 2 当社は、複数年段階料金の適用の選択を実現するために要するシステム開発費用について、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）第 12 欄、第 14 欄から第 18 欄及び、第 20 欄及び第 22 欄に規定する回線管理機能の原価に加えて当該機能に係る料金の算定を行うものとします。
- 3 当社は、平成 24 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（情郵審第 33 号）に基づく、光配線区画の見直しが完了するまでの間に限り、光信号主端末回線に係る網使用料について、複数年段階料金の適用の選択を受け付けるものとします。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日東相制第 12-0106 号及び西設相制第 93 号）

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日東相制第 12-0107 号及び西設相制第 94 号）

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日東相制第 12-0119 号及び西設相制第 105 号）

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 25 年 4 月 5 日東相制第 12-0108 号及び西設相制第 92 号）

この改正規定は、平成 25 年 4 月 5 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 25 年 4 月 24 日東相制第 13-0008 号及び西設相制第 13 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 24 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（経過措置）

- 2 当社は、料金表第 1 表第 1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）の表中第 22 欄第 23 欄に規定する波長多重機能の料金について、平成 23 年度に適用した網使用料と次に掲げる平成 23 年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、平成 23 年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分			単 位	料 金 額	備 考
波 長 多	光局内スプリッタに	ア イ以外の場合	月額	741 円	_____

重機能	において、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	イ 光局内スプリッタ において波長を多重する場合	月額	231円 336円	—
-----	--------------------------------------	-----------------------------	----	--------------	---

附 則（平成24年10月31日西設相制第52号）
この改正規定は、平成25年5月14日から実施します。

附 則（平成24年10月31日東相制第12-0075号）
この改正規定は、平成25年5月20日から実施します。

附 則（平成25年9月26日東相制第13-0061号及び西設相制第63号）
この改正規定は、平成25年9月26日から実施します。

附 則（平成25年10月10日東相制第13-0066号及び西設相制第76号）
この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。

附 則（平成25年10月11日東相制第13-0067号及び西設相制第75号）
この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。

附 則（平成25年10月15日東相シ第13-0108号）
この改正規定は、平成25年10月16日から実施します。

附 則（平成25年10月30日東相制第13-0075号及び西設相制第84号）
この改正規定は、平成25年10月30日から実施します。

附 則（平成25年10月30日西設相シ第32号）
この改正規定は、平成25年11月6日から実施します。

附 則（平成25年12月13日東相シ第13-0141号及び西設相シ第45号）
この改正規定は、平成25年12月18日から実施します。

附 則（平成25年12月9日東相制第13-0087号及び西設相制第99号）
この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

附 則（平成25年12月27日東相シ第13-0139号及び西設相シ第46号）
この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

附 則（平成25年12月27日東相シ第13-0140号及び西設相シ第47号）
この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

附 則（平成26年1月24日西設相シ第56号）
この改正規定は、平成26年3月5日から実施します。

附 則（平成26年3月14日東相シ第13-0193号及び西設相シ第66号）
この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年3月14日東相シ第13-0192号）
この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日東相制第 13-0138 号及び西設相制第 169 号）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0106 号及び西設相制第 115 号）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 9 日から実施し、第 71 条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

2～4 削除

附 則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0105 号及び西設相制第 116 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 9 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用します。（網使用料の算定に係る措置）
- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成 25 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 3 当社は、この改正規定に係る平成 25 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 25 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 27 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

附 則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0104 号及び西設相制第 117 号）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 9 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0111 号及び西設相制第 128 号）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 9 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 26 年 4 月 14 日東相制第 14-0009 号及び西設相制第 5 号）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 14 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 26 年 5 月 20 日東相制第 14-0020 号及び西設相制第 10011 号）

この改正規定は、平成 26 年 5 月 20 日から実施します。

附 則（平成 26 年 5 月 20 日東相制第 14-0019 号及び西設相制第 10010 号）

この改正規定は、平成 26 年 5 月 20 日から実施します。

附 則（平成 26 年 5 月 28 日東相制第 14-0021 号及び西設相制第 10014 号）

この改正規定は、平成 26 年 5 月 28 日から実施します。

附 則（平成 26 年 7 月 4 日東相シ第 14-0051 号）

この改正規定は、平成 26 年 7 月 9 日から実施します。

附 則（平成 26 年 6 月 2 日西設相シ第 10004 号）

この改正規定は、平成 26 年 7 月 31 日から実施します。

附 則（平成 26 年 8 月 1 日東相制第 14-0043 号及び西設相制第 10047 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 6 日から実施します。

（番号案内機能等に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している番号案内機能等（2-8 第 3 欄イ欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし
ます。

附 則（平成 26 年 8 月 18 日東相シ第 14-0076 号及び西設相シ第 10020 号）

この改正規定は、平成 26 年 8 月 26 日から実施します。

附 則（平成 26 年 9 月 16 日東相シ第 14-0084 号）

この改正規定は、平成 26 年 9 月 16 日から実施します。

附 則（平成 26 年 9 月 16 日西設相シ第 10022 号）

この改正規定は、平成 26 年 9 月 30 日から実施します。

附 則（平成 26 年 9 月 29 日東相制第 14-0057 号及び西設相制第 10069 号）

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 9 月 29 日東相制第 14-0059 号及び西設相制第 10068 号）

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 11 月 26 日西設相シ第 10031 号）

この改正規定は、平成 26 年 12 月 3 日から実施します。

附 則（平成 27 年 2 月 27 日東相制第 14-00115 号及び西設相制第 10136 号）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 27 日から実施します。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日東相シ第 14-00194 号及び西設相シ第 10054 号）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00098 号及び西設相制第 11 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 10 日から実施し、第 71 条（通話時間の測定等）に係るものを除き、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 27 年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を 0.5876 として算定します。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00096 号及び西設相制第 12 号）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 10 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00097 号及び西設相制第 13 号）
この改正規定は、平成 27 年 4 月 10 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00102 号及び西設相制第 17 号）
この改正規定は、平成 27 年 4 月 10 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 27 年 5 月 19 日東相制第 15-00008 号及び西設相制第 5 号）
この改正規定は、平成 27 年 5 月 19 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 27 年 5 月 13 日東相シ第 15-00003 号及び西設相シ第 10005 号）
この改正規定は、平成 27 年 5 月 25 日から実施します。

附 則（平成 27 年 7 月 29 日西設相シ第 10017 号）
この改正規定は、平成 27 年 8 月 5 日から実施します。

附 則（平成 27 年 8 月 27 日東相制第 15-00045 号及び西設相制第 8 号）
この改正規定は、平成 27 年 9 月 25 日から実施します。

附 則（平成 27 年 12 月 21 日東相制第 15-00075 号及び西設相制第 10108 号）
この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附 則（平成 28 年 2 月 19 日東相制第 15-00093 号）
この改正規定は、平成 28 年 2 月 22 日から実施します。

附 則（平成 28 年 2 月 19 日東相制第 15-00098 号及び西設相制第 10129 号）
（実施時期）
1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 22 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している災害時伝言ダイヤル接続機能の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 2 月 29 日東相シ第 15-00116 号及び西設相シ第 10048 号）
この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成 28 年 2 月 29 日東相シ第 15-00122 号及び西設相シ第 10052 号）
この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日東相シ第 15-00143 号及び西設相シ第 10057 号）
この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 28 年 4 月 11 日東相制第 15-00085 号及び西設相制第 12 号）
（実施時期）
1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 11 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。
（調整額の算定に係る経過措置）
2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 28 年度に適用するものに限り）は

、利益対応税率を0.5298として算定します。

附 則（平成 28 年 4 月 11 日東相制第 15-00092 号及び西設相制第 14 号）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 11 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 28 年 4 月 11 日東相シ第 16-00003 号及び西設相シ第 10001 号）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 11 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 28 年 5 月 13 日東相制第 16-00016 号及び西設相制第 4 号）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 13 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 28 年 6 月 10 日西設相シ第 10006 号）

この改正規定は、平成 28 年 6 月 10 日から実施します。

附 則（平成 28 年 7 月 27 日東相制第 16-00017 号及び西設相制第 5 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 27 日から実施し、料金表（第 2 表（工事費及び手数料）に係るものを除きます。）、別表 4（違約金）、附則（平成 22 年 7 月 30 日東相制第 10-56 号平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）及び第 2 項から第 5 項までに係るものについては、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。また、第 6 項に係るものについては、平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り適用するものとしします。

（網使用料の算定に係る措置）

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値（平成 27 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとしします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 27 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 27 年度に係るものに限りします。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとしします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで適用するものに限りします。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとしします。

5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとしします。

（光信号主端末回線の接続料の一部支払延期）

6 光信号主端末回線と接続している協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。）は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 6 欄イ(イ)欄に掲げる 1 回線あたりの料金額と 2-1-1-2 第 2 欄ア(ア)②欄に掲げる 1 光信号分岐端末あたりの料金額の合計（以下この附則において「基準接続料」といいます。）が各事業年度の前事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主端末回線の接続料の一部支払延期（以下この附則において「支払延期」といいます。）を、当該事業年度に適用する光信号主端末回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から 1 ヶ月後（当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主端末回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の 1 ヶ月後又は光信号主端末回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。）までに、当社に申込むことができます。

- 7 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。
- 8 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主端末回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期額（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに係る利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利子負債に対する利子率により計算するもの）とします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。
- 9 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主端末回線（ただし、複数年段階料金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。
- 10 協定事業者は、支払延期期間の各暦月において、光信号主端末回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。
- (1) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して上昇した場合
当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を減算
- (2) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して低下した場合
支払延期開始の前事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を加算
- 11 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主端末回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。

附 則（平成 28 年 7 月 27 日東相制第 16-00018 号及び西設相制第 7 号）

この改正規定は、平成 28 年 7 月 27 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 28 年 8 月 8 日東相シ第 16-00050 号）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 9 日から実施します。

附 則（平成 28 年 8 月 30 日東相制第 16-00040 号）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 30 日から実施します。

附 則（平成 28 年 9 月 27 日東相制第 16-00047 号及び西設相制第 10061 号）

この改正規定は、平成 28 年 9 月 28 日から実施します。

附 則（平成 29 年 1 月 19 日西設相シ第 10044 号）

この改正規定は、平成 29 年 1 月 24 日から実施します。

附 則（平成 29 年 2 月 23 日東相シ第 16-00080 号）

この改正規定は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00078 号及び西設相制第 12 号）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して実施します。

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00080 号及び西設相制第 13 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、料金表の料金額（第 1 表第 1（網使用料）2-2 の 2、及び 2-5-2 の 2、2-6-1-1 ウ欄、2-6-1-2 ウ欄、2-6 の 2 及び 2-1 2-1 ウ欄を除きます。）、工事費の額、手続費の額（第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 35 欄を除きます。）、比率及び負担額、別表 5 の精算額並びに附則（平成 11 年 7 月 1 日西相制第 2 号）、附則（平成 23 年 3 月 31 日東相制第 10-7088 号西相制第 144 号）、及び附則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0106 号西設相制第 115 号）及び第 3 項の料金額については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

- 2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 29 年度に適用するものに限り）は、利益対応税率を 0.4728 として算定します。

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00081 号及び西設相制第 15 号）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、料金表の料金額（第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1 3 第 6 欄及び第 7 欄を除きます。）については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号及び西設相制第 14 号）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、料金表の料金額（第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 8 欄を除きます。）、別表 4 の違約金の額及び第 2 項の料金額については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日東相制第 17-00015 号及び西設相制第 2 号）

この改正規定は、平成 29 年 5 月 22 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 29 年 9 月 15 日東相制第 17-00047 号及び西設相制第 000050 号）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 15 日から実施します。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日東相制第 17-00083 号及び西設相制第 000086 号）

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日東相制第 17-00095 号及び西設相制第 4 号）

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 30 年 6 月 15 日東相制第 17-00122 号及び西設相制第 2 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 15 日から実施し、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表 4 の違約金の額、別表 5 の精算額並びに附則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0106 号）の料金額、附則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00080 号）の料金額、附則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）の料金額、第 2 項、第 3 項の料金額、第 4 項、第 5 項、第 7 項、及び第 8 項及び第 9 項の料金額については、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して適用します。ただし、この改正規定のうち、料金表第 1 表第 1（網使用料）2-4 第 4 欄イ(イ)欄については平成 30 年 6 月 15 日、同(ウ)欄については平成 30 年 9 月 14 日、同(エ)欄については平成 30 年 10 月 30 日から(イ)欄については平成 31 年 1 月 23 日、同(エ)欄については平成 30

年12月26日から、同(オ)欄については平成31年2月6日から、同(ウ)欄については平成31年2月20日から実施します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)の規定に基づき、料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額(平成30年度に適用するものに限り、)については、利益対応税率を0.4282として算定します。

3 削除

(電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置)

4 削除

5 この改正規定実施前に、協定事業者が料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料の年額料金(耐用年数経過前のものに限り、)を負担している場合は、設備使用料に係る設備管理運営費における減価償却費について、法定耐用年数経過後も、当該設備の残存価額が0円となるまで、耐用年数経過前まで負担していた年額料金における減価償却費を上回らない範囲で減価償却費を負担するものとします。

附 則(平成30年6月19日東相制第18-00026号及び西設相制第000033号)

この改正規定は、平成30年6月19日から実施します。

附 則(平成30年7月31日東相制第18-00033号及び西設相制第3号)

この改正規定は、平成30年7月31日から実施し、平成30年4月1日に遡及して適用します。

附 則(平成30年8月10日東相制第18-00032号)

この改正規定は、平成31年3月8日から実施します。

附 則(平成31年2月15日東相制第18-00074号及び西設相制第5号)

1 この改正規定は、平成31年2月15日から実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第10条の4(相互接続点の設置)第1項、第78条の3(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第2項、第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項(「通信用建物内」を「通信用建物等」にする変更及び「通信用建物内」を「通信用建物」にする変更を除きます)、第2項及び第5項並びに別表4(違約金)第4第2欄については、令和元年12月9日令和元年12月16日より、第10条の3第1項及び第9項に基づく申込みがあったものから適用します。

(経過措置)

2 前項ただし書きに規定する改正規定適用前に、接続申込者が従前の第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項又は第9項の規定により相互接続点の調査及びその設置の申込み又は当社ラックにおける接続に必要な装置等の調査の申込み及びその設置の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手続きについては、なお従前の通り取り扱うものとします。

附 則(令和元年6月25日東相制第18-00108号及び西設相制第6号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年6月25日から実施し、料金表の料金額、工事費の額、手続きの額、比率及び負担額、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則(平成26年4月9日東相制第13-0106号)の料金額、附則(平成29年4月14日東相制第16-00080号)の料金額、附則(平成30年6月15日東相制第17-00122号西設相制第2号)の料金額及び第4項並びに第2項及び第3項の料金額については平成31年4月1日、第5項、第6項及び第8項については平成31年1月1日に遡及して適用します。

ただし、この改正規定のうち、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10

条の4（相互接続点の設置）については令和元年12月9日令和元年12月16日から、料金表第1表第1（網使用料）2-4第4欄イ（キ）欄については令和元年9月13日から、同（カ）欄については令和元年11月22日から、同（ク）欄については令和元年12月12日から、第3条（用語の定義）第87欄から第89-2欄、第22条（接続申込みの承諾）、第58条（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）、第68条（手続費の支払義務）、第80条（債権譲受）、第92条（利用者料金の課金）、第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第1欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第55欄第53欄及び第58欄、技術的条件集（番号規則に係る変更に限ります。）及び別表2（接続形態）については令和元年7月1日から実施します。また、料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）については、令和元年8月26日から実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成31年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.4282として算定します。

3 削除

4 削除

（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）

5 平成30年12月末日時点で料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄において、以下の機能相当を利用している協定事業者は、本規定の適用後、以下の表の網改造料の対象となる機能（以下、本附則において本機能といいます。）を利用して利用しているものとみなします。

区分		備考
IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限ります。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにIPoE接続を行うための機能	—

6 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア（イ）欄の補完的な機能と位置付け、令和3年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

7 協定事業者は、協定事業者が第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第1項第5号に規定するIP通信網終端装置の増設の申込みを行う際、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、第6項に規定する日までの間、同一の網終端装置を対象として、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の機能から本機能に変更することができるものとします。この場合において、当社は当該増設に係る第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日を含む月から当該網改造料を適用します。

8 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係るIP通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア（イ）欄の対象となる本機能と同一種類のIP通信網終端装置（以下この項において「同一網終端装置」といいます。）の増設基準で定めるしきい値を本機能の対象となるIP通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア（イ）欄の場合の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するもの

とします。なお、本機能に係る料金額の算定において用いるしきい値は同ア(イ)欄の増設基準で定めるしきい値に限ります。

9.5 協定事業者が現に利用しているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄第51欄ウ欄に限ります。）のうち、平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置について、本規定の適用日から6ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア欄又は同ア欄における本機能相当の増設基準（平成30年6月1日時点の増設基準とします。）を満たしている場合に限り、協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより協定事業者が現に利用している同ウ欄の機能をそれぞれ同ア欄又は本機能に変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00112号及び西設相制第7号）

この改正規定は、令和元年6月25日から実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和元年6月25日東相制第19-00024号及び西設相制第2号）

この改正規定は、令和元年6月25日から実施します。

附 則（令和元年6月25日東相制第19-00032号及び西設相制第000035号）

この改正規定は、令和元年6月25日から実施します。

附 則（令和元年8月26日東相制第19-00023号及び西設相制第000039号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年8月26日から実施します。本改正規定の実施の際、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第5351欄ア欄を現に利用している協定事業者又は当該機能に係る接続申込みを行った協定事業者は、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める(ア)欄の対象となる場合は同(ア)欄を、それ以外の場合は同(イ)欄を、それぞれ利用又は申込みしていることとします。

（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）

2 協定事業者が現に利用し、又は接続申込みを行っているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第5351欄ウ欄に限ります。）のうち、第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第5351欄ア(ア)欄の対象となる協定事業者が本改正規定の実施日において利用し又は申込みを行っているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものに限り、）について、同ア(ア)欄の対象となった日から6ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア(ア)欄に適用される増設基準（本項の規定による機能の変更の時点における増設基準とします。）を満たしている場合に限り、同ウ欄を利用している協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、同ア(ア)欄による利用又は申込みに変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

3 附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）第5項で定める機能を利用し、又は当該機能に係る接続申込みを行っている協定事業者が、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める(ア)欄の対象となる場合は、同一の網終端装置を対象として、その利用又は申込みについては、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア(ア)欄を利用し又は申込みを行っていることとします。この場合において、協定事業者が当該機能を現に利用している場合は、当社は本改正規定の実施日の属する月の翌月から当該(ア)欄の網改造料を適用します。

附 則（令和元年8月26日東相制第19-00031号及び西設相制第3号）

この改正規定は、令和元年8月26日から実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和元年 8 月 26 日西設相制第 7 号）

この改正規定は、令和元年 8 月 26 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（令和元年 8 月 29 日東相制第 19-00047 号及び西設相制第 8 号）

この改正規定は、令和元年 8 月 29 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（令和元年 11 月 15 日東相制第 19-00058 号及び西設相制第 9 号）

この改正規定は、令和元年 11 月 15 日から実施します。

附 則（令和元年 11 月 26 日東相制第 19-00057 号及び西設相制第 10 号）

この改正規定は、令和元年 12 月 3 日から実施します。

附 則（令和 2 年 2 月 20 日東相シ第 19-00048 号及び西設相シ第 000049 号）

この改正規定は、令和 2 年 2 月 20 日から実施します。

附 則（令和 2 年 2 月 28 日東相シ第 19-00048 号及び西設相シ第 000048 号）

この改正規定は、令和 2 年 2 月 28 日から実施します。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日東相制第 19-00094 号及び西設相制第 12 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 26 日から実施し、この改正規定のうち、第 35 条（修補の責任）、第 101 条（双務的条件）、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表 4 の違約金の額、別表 5 の精算額、附則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0106 号）の料金額、附則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00080 号）の料金額、附則（平成 30 年 6 月 15 日東相制第 17-00122 号西設相制第 2 号）の料金額、附則（令和元年 6 月 25 日東相制第 18-00108 号西設相制第 6 号）の料金額並びに第 13 項の料金額については令和 2 年 4 月 1 日より適用します。また、第 7 項に係るものについては、令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用するものとします。

ただし、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 23 号第 24 号、第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）、第 75 条（工事費及び手続費等の遡及適用）、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）第 6 欄、2（工事費の額）2-1（工事費）第 25 欄イ(イ)欄、第 2（手続費）1（適用）第 17 欄及び 2（手続費の額）2-1（手続費）第 26 欄第 27 欄ア(ア)欄については、令和 2 年 5 月 11 日から、第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）については、令和 2 年 12 月 21 日から令和 2 年 12 月 14 日から実施します。

（網使用料の算定に係る措置）

- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄及びエ欄、第 6 欄、2-1-1-1 の 2、2-1-1-2 第 1 欄イ欄、第 2 欄イ欄並びに 2-1-1-2 の 2 に限ります。以下この附則の第 4 項までにおいて同じとします。）について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値（令和元年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 3 当社は、この改正規定に係る令和元年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和元年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

- 5 当社は、この改正規定に係る2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄、2-1の4イ欄並びに2-2第9欄イ欄及び第10欄イ欄の網使用料（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、令和7年4月1日以降に適用される当該網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 6 当社は、前3項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。
- （光信号主端末回線の接続料の一部支払延期）
- 7 光信号主端末回線と接続している協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。）は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額と2-1-1-2第2欄ア(7)②欄に掲げる1光信号分岐端末回線あたりの料金額の合計（以下この附則において「基準接続料」といいます。）が各事業年度の前事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主端末回線の接続料の一部支払延期（以下この附則において「支払延期」といいます。）を、当該事業年度に適用する光信号主端末回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から1ヶ月後（当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主端末回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の1ヶ月後又は光信号主端末回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。）までに、当社に申込みすることができます。
- 8 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。
- 9 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主端末回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期額（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに係る利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利子負債に対する利子率により計算するものとします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。
- 10 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主端末回線（ただし、複数年段階料金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。
- 11 協定事業者は、支払延期期間の各暦月において、光信号主端末回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。
- (1) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して上昇した場合当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を減算
 - (2) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して低下した場合支払延期開始の前事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を加算
- 12 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主端末回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。
- （調整額の算定に係る経過措置）
- 13 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整

額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（令和2年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.4239として算定します。

附 則（令和2年4月1日東相制第19-00103号及び西設相制第15号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年6月16日東相制第20-00016号及び西設相制第000036号）

この改正規定は、令和2年6月16日から実施し、令和2年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和2年7月15日東相制第20-00017号及び西設相制第000035号）

この改正規定は、令和2年7月15日から実施します。

附 則（令和2年6月16日東相制第19-00118号及び西設相制第000186号）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

2 附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）第5項に定める機能の符号伝送が可能な速度は、1 Gbit/s までとします。

附 則（令和3年3月26日東相制第20-00070号及び西設相制第000174号）

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則（令和3年6月2日東相制第20-00078号及び西設相制第000216号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年6月2日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成21年2月24日東相制第08-107号西設相制第124号）の光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置、附則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）の料金額、附則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）の料金額、附則（平成30年6月15日東相制第17-00122号西設相制第2号）の料金額、附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号西設相制第6号）の料金額並びに本附則第2項、第3項及び第4項については、令和3年4月1日に遡及して適用します。

（光IP電話接続機能に係る経過措置）

2 この改正規定の適用日から令和6年12月31日までの間、協定事業者がIGS又は第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合は、料金表第1表第1又は第5表第1の規定にかかわらず、以下の全ての機能を組み合わせて適用します。また、第1欄及び第2欄の機能に係る料金については1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分	単位	料金額	備考
(1) 光IP電話接続機能	1通信ごと	0.83421円 0.74220円	—
	1秒ごとに	0.0019864円 0.0029948円	

	び伝送を行う機能			
(2) 中継交換機能	市外中継交換機により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.046592円	令和6年4月1日以降に適用しません。
		1秒ごとに	0.00041227円	令和6年4月1日以降に適用しません。
(3) 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合	1秒ごとに	<u>0.000026494円</u> <u>0.000024646円</u>	

3 削除

（優先クラス通信機能の精算等に係る経過措置）

- 4 この改正規定の適用日から令和6年12月31日までの間に適用する優先クラス通信機能については、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項、第74条（網使用料の実績に基づく精算）第1項並びに料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8-11欄イ欄及びウ欄の規定は適用しないこととします。

（調整額の算定に係る経過措置）

- 5 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（令和3年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.4239として算定します。

附 則（令和3年6月2日東相制第21-00015号及び西設相制第000045号）

この改正規定は、令和3年6月2日から実施し、令和3年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和3年6月1日東相シ第21-00007号及び令和3年6月2日西設相シ第000025号）

この改正規定は、令和3年6月2日から実施し、令和3年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和3年6月18日東相制第21-00019号及び西設相制第000064号）

この改正規定は、令和3年6月18日から実施し、令和3年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和3年7月30日東相制第21-00009号及び西設相制第000034号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和3年7月30日から実施します。

（特定光信号端末回線との接続に係る経過措置）

- 2 特定光信号端末回線を複数の接続申込者等間で共用する場合の接続料の扱い及び接続の条件については、協定事業者との協議が調い、約款の変更が必要となるときは当社の準備が整い次第、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、実施することとします。

- 3 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-11 第26欄第27欄について

実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、令和3年度に適用するものについてはこの改正規定の実施日に、令和4年度に適用するものについては令和4年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和3年8月18日東相制第21-00018号及び西設相制第000063号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年8月18日から実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第74条（網使用料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和2年度の優先クラス通信機能に係る精算用料金は以下のとおりです。また、当該精算に用いる見込み需要の実績値について、実績契約数は、優先クラス通信機能を利用するIP通信網サービスの各月末の回線数の合計とし、実績送受信データ量は、1Mbit未滿のものは各月で切り上げて1Mbitとします。

（1）端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
一般收容局ルータ優先パケット識別機能	イ欄	1契約数ごとに月額	2.31円	
			2.45円	

（2）ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
一般中継系ルータ交換伝送機能	ウ欄	1Mbitまでごとに月額	0.00010882円	
			0.00018882円	

附 則（令和3年10月19日西設相制第000131号）

この改正規定のうち、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-4（中継系交換機能）第4欄イ(イ)欄に係る規定については令和3年12月16日から、同(カ)欄、(ク)欄及び(ケ)欄に係る規定については、令和3年12月27日から実施します。

附 則（令和3年12月3日東相制第21-00043号及び西設相制第000126号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年12月3日から実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第68条（手続費の支払義務）第1項第13号、第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）については、令和4年1月11日から令和4年4月12日から実施します。

（特定光信号端末回線との接続に係る経過措置）

2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線（卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。）を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに收容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。

3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します（ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。）。

区分	単位	料金額	備考
----	----	-----	----

卸電気通信役務契約に基づく提供から協定に基づく提供に取り扱いを変更するために必要な手続費	ア 当社の回線管理に係るシステムへの登録に要する費用	1 回線ごとに	当該システムへの登録のために必要となる費用（システムの開発及び登録に係る費用（外注費、物品費、人件費等の費用をもとに当社が算定します。）を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額
	イ ア以外に変更に係る対応に伴い作業を行う場合に要する費用	1 回線ごとに	料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 1（工事費） 2（工事費の額） 2-4（2-3 に適用する作業単金）に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第 1 表（接続料金）第 2（網改造料） 2（料金額） 2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に 1 を加算して得た額を乗じて得た額

- 4 当社は、第 2 項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第 1 表（接続料金）第 2（網改造料） 1-1（網改造料の対象となる機能）第 70 欄第 69 欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。

附 則（令和 4 年 1 月 11 日東相制第 21-00076 号及び西設相制第 000192 号）
この改正規定は、令和 4 年 1 月 11 日から実施します。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日東相制第 21-00073 号及び西設相制第 000188 号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 28 日から実施し、この改正規定のうち、第 3 条（用語の定義）、料金表に定める接続料、別表 4 の違約金の額、別表 5 の精算額、附則（平成 30 年 6 月 15 日東相制第 17-00122 号西設相制第 2 号）の料金額及び附則（令和元年 6 月 25 日東相制第 18-00108 号西設相制第 6 号）の料金額については令和 4 年 4 月 1 日より適用します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料） 2（料金額） 2-4（中継系交換機能）第 4 欄イ(ア)②欄については令和 4 年 6 月 1 日から、1（適用）第 8 欄及び第 13 欄については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日東相制第 21-00110 号及び西設相制第 000266 号）
この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料） 1（適用）第 29 欄については、令和 4 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（令和 4 年 4 月 15 日西設相制第 000265 号）
この改正規定は、令和 4 年 4 月 15 日から実施します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料） 2（料金額） 2-4（中継系交換機能）第 4 欄イ(ア)欄②に係る規定については令和 4 年 6 月 15 日から、同(カ)欄に係る規定については令和 4 年 5 月 25 日から、同(ク)欄に係る規定については令和 4 年 7 月 11 日から、同(シ)欄に係る規定については令和 4 年 7 月 14 日から、同(セ)欄に係る規定については令和 4 年 8 月 4 日から、同(リ)欄に係る規定については令和 4 年 9 月 13 日から実施します。

附 則（令和 4 年 5 月 27 日東相制第 21-00094 号及び西設相制第 000249 号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和4年5月27日から実施し、令和4年4月1日に遡及して適用します。
 (加入電話・メタルIP電話接続機能に係る経過措置)
- 2 この改正規定の適用日から令和6年12月31日までの間、協定事業者が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄若しくは第4欄で接続するとき又は同第7-2欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備(電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第3条第2項第3号に規定するものをいいます。)又は総合デジタル通信用設備(同項第5号に規定するものをいいます。)である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、料金表第1表第1又は附則(令和3年6月2日東相制第20-00078号西設相制第000216号)第2項の規定にかかわらず、以下の機能を適用します。なお、当該機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとに料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分		単位	料金額	備考
加入電話・メタルIP電話接続機能	加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、メタル回線収容機能、中継交換機能、中継交換機回線対応部専用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄若しくは第4欄又は第7-2欄で接続し、交換設備及び伝送路設備又はIP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.39010円	令和6年4月1日以降に適用します。
		1秒ごとに	0.048439円	

附 則(令和4年9月26日東相制第22-00029号及び西設相制第000059号)

この改正規定は、令和4年9月26日から実施します。ただし、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-4(中継系交換機能)第4欄イ(ケ)欄に係る規定については令和5年1月23日から、同(コ)欄に係る規定については令和5年1月24日から(ク)欄に係る規定については令和4年10月20日から、同(フ)欄に係る規定については令和4年11月18日から、同(ツ)欄に係る規定については令和4年12月9日から、同(テ)欄に係る規定については令和5年1月20日から、同(ト)欄に係る規定については令和5年1月27日から、同(ナ)欄に係る規定については令和5年2月17日から、同(ニ)欄に係る規定については令和5年3月17日から実施します。

附 則(令和5年1月16日東相制第22-00064号及び西設相制第000137号)

この改正規定は、令和5年1月16日から実施します。

附 則(令和5年3月24日東相制第22-00065号及び西設相制第000134号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年3月24日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、第3表(預かり保守等契約等に基づく負担額)第1イ(電気料)、別表5の精算額、附則(平成30年6月15日東相制第17-00122号西設相制第2号)の料金額及び附則(令和元年6月25日東相制第18-00108号西設相制第6号)の料金額及び第5項については、令和5年4月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-2第10欄に係る規定については令和5年5月31日から、2-4第4欄イ(ヌ)欄に係る規定については令和5年4月13日から、同(ネ)欄に係る規定については令和5年5月26日から、同(ノ)欄に係る規定については令和5年5月12日から、同(ハ)欄に係る規定については令和5年6月23日から、同(七)欄に係る規定については令和5年7月6日から、同(ヒ)欄に係る規定については令和5年7月13日

から、同(ハ)欄に係る規定については令和5年8月9日から、同(ホ)欄については令和5年8月24日から実施します。

(公衆電話機能に係る経過措置)

2 この改正規定の実施前に協定事業者が利用した公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-10-2に掲げる料金額の精算については、なお従前の通り取り扱うものとします。

(特定光信号端末回線管理機能に関する実績に基づく精算に関する特例措置)

3 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11第26欄第27欄について、令和4年度に適用した網使用料と次に掲げる令和4年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、令和4年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分		単 位	料 金 額	備 考
特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごと	243円	—
		に月額	220円	

(電話帳掲載手続費に係る経過措置)

4 令和4年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2(手続費)に規定する電話帳掲載手続費(ア欄に係るものに限り)については、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、令和4年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区 分		単 位	手 続 費 の 額	備 考
電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	1発行ごとに1掲載あたり	70円	—
			81円	

(同一番号移転可否情報調査費に関する特例措置)

5 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第28欄について、令和3年度に申請した令和4年度に適用する手続費は、令和4年4月1日に遡って以下の料金額を適用するものとします。また、令和3年度に適用する手続費については、本改正規定により変更した料金額をもって、第75条(接続料金等の遡及適用)に規定する遡及適用を行うものとします。

区 分		単 位	料 金 額	備 考
同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	1電気通信番号ごとの1件ごとに	304円	—

5.6 削除

(預かり保守等契約等に基づく負担額に係る経過措置)

6.7 料金表第3表(預かり保守等契約等に基づく負担額)の規定にかかわらず、令和5年度又は令和6年度において適用する電気料に係る調整額については以下の通り算定するものとします。

(1) 令和5年度の調整額については、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和3年度における電気料相当及び調整額を合算したものに、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額から、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和3年度に適用した電気料を差し引いたものとします。

(2) 令和6年度の調整額については、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和4年度における電気料相当及び調整額を合算したものに、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値

を乗じて得た額から、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和4年度に適用した電気料を差し引いたものとします。

附 則（令和5年3月31日西設相制第000188号）
この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則（令和5年5月26日東相制第22-00094号及び西設相制第000172号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年5月26日から実施し、令和5年4月1日に遡及して適用します。ただし、第2項については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
（ワイヤレス固定電話の適用に係る経過措置）
- 2 この改正規定の適用日から令和6年12月31日までの間、協定事業者がワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第3条第2項第4号の3に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信する場合は、料金表第1表第1及び附則（令和4年5月27日東相制第21-00094号西設相制第000249号）第2項の規定にかかわらず、附則（令和3年6月2日東相制第20-00078号西設相制第000216号）第2項に規定する光IP電話接続機能と同一の接続料を適用することとします。

附 則（令和5年7月31日東相制第00020000023号及び相制第15550000026号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年7月31日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額については、令和5年4月1日に遡及して適用します。ただし、第3条（用語の定義）第99-4欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第3号及び第4号、102条（IP通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等）第1項及び第3項、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第5欄、第8-11欄、第8-12欄、2（料金額）2-13（ルーティング伝送機能）、附則（令和3年6月2日東相制第20-00078号西設相制第000216号）第2項並びに本附則第3項については、令和5年6月16日に、料金表第1表第1（網使用料）第2（料金額）2-6の3（イーサネットフレーム伝送機能）については、令和3年4月1日に、それぞれ遡及して適用することとし、第37条の4（光回線設備の回線調整等工事）及び料金表第2表第1（工事費）2（工事費の額）2-2（2-1以外の工事費）の表中第7欄に規定する工事費については、当社の準備が整い次第、実施します。
（イーサネットフレーム伝送に係る端末回線伝送機能に関する特例措置）
- 2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）2-1-1-1（基本料）第9欄について、令和3年度及び令和4年度に適用する接続料金は以下のとおりとし、第1号については令和3年4月1日に、第2号については令和4年4月1日に、それぞれ遡って適用します。

(1) 令和3年度に適用する接続料金

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに 3,851 円 4,001 円	—
	イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに 9,387 円 9,011 円	
	ウ 2Gbit/s から 400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに 2,453 円 2,538 円	

(2) 令和4年度に適用する接続料金

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	1 回線ごとに	3,644 円 3,857 円	

所) 第1項の表中第5 - 3欄で接続する場 合)	イ 200Mbit/s から1Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,180円 8,867円	—
	ウ 2Gbit/s から400Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,246円 2,394円	

(一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る経過措置)

3 協定事業者が、この改正規定の実施の日の前日まで当社の非指定電気通信設備との接続に関する契約約款料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-3(IP通信網県間区間伝送機能)第6欄に規定する機能を利用している場合(当該機能を利用する旨の申込みを行っている場合を含みます。)であって、当該機能との接続を終了する旨を申し出ないときは、当社は当該協定事業者について、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-13(ルーティング伝送機能)第4欄ア欄に規定する機能を利用するものとみなします。

(網使用料の算定に係る措置)

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の2)に限りま
す。以下この附則の第6項までにおいて同じとします。)について、令和4年度以前に適用した網
使用料の原価の実績値(令和4年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予
測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。)と収入の実績値との差額
(以下この附則において「前期差額」といいます。)を、令和5年度以降に適用される網使用料の
原価に加えて算定するものとします。

5 当社は、この改正規定に係る令和4年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と
収入の実績値との差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額(令和4年度に係るものに限
ります。)との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加
えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

6 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料(令和5年4月1日から令和8年3月
31日まで適用するものに限りま
す。)について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生し
た場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用
料を変更する措置を講じるものとします。

7 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な
変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算
定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

附則(令和6年1月16日東相制第000200000221号及び相制第155500000197号)

この改正規定は、令和6年1月16日から実施します。

附則(令和6年3月21日東相制第000200000224号及び相制第155500000195号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年3月21日から実施し、この改正規定のうち、第65条(定額制の
網使用料の支払義務)第1項、第68条(手数料の支払義務)第1項第18号、第74条の2
(網使用料の実績に基づく精算)、第75条(工事費及び手数料等の遡及適用)、第98条の
2(工事費及び手数料等の遡及適用)、料金表に定める接続料、料金表第1表第1(網使用
料)1(適用)(8)-3欄、2(料金額)2-2(端末系交換機能)第3欄、料金表第1表第
2(手数料)1(適用)第4欄及び2(手数料の額)2-1(手数料)第14欄、別表4の違
約金の額、別表5の精算額、附則(令和3年6月2日東相制第20-00078号西設相制第000216
号)第3項並びに本附則第2項から第4項については、令和6年4月1日から実施します。ま
た、料金表第2表(工事費及び手数料)第2(手数料)2(手数料の額)2-1(手数料)第
2欄ア(7)欄のうち区分の規定に係る変更については、認可を受けた後、令和6年1月1日
に遡って適用することとし、当該手数料に係る令和6年1月1日から令和6年3月31日ま
での期間における原価の実績値については、令和7年度に適用する当該手数料に係る調整額の算
定に含めるものとします。また、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-4第4欄イ

(7) ②欄にかかわる規定については、令和6年12月12日から実施します。

2 削除

(優先接続受付手数料に係る経過措置)

- 3 令和5年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2（手数料）に規定する優先接続受付手数料については、第75条（工事費及び手数料等の遡及適用）の規定にかかわらず、令和5年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区 分		単 位	料 金 額	備 考
優先接続受付 手数料	優先接続の受付に要する費用	1 変更ごと に	159円	

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置)

- 4 令和5年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式にかかわらず、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成20年4月1日から平成31年3月31日までに設置された光信号引込等設備であって、令和5年4月1日以降に撤去するものについては、次の算出式におけるア（ア）の値を零とし、ア（イ）の算出式において「平成20年4月1日」とあるのを「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとし、平成31年4月1日から令和5年3月31日までに設置された光信号引込等設備であって、令和5年4月1日以降に撤去するものについては、次の算出式におけるア（ア）及び（イ）の値を零とし、ア（ウ）の算出式において「平成31年4月1日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成31年度以降令和4年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－令和5年度以降における光信号引込等設備の償却累計額）×（1＋貸倒率）

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

（ア）平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額
＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額）× 当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数／（平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（10年）×365（閏年にあつては366とします。））

（イ）平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額
＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成20年度以降平成30年度の光信号引込等設備の残存価額）×平成20年4月1日から平成31年3月31日までの日数／（平成30年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（15年）×365（閏年にあつては366とします。））

（ウ）平成31年度以降令和4年度以前における光信号引込等設備の償却累計額
＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成31年度以降令和4年度の光信号引込等設備の残存価額）×平成31年4月1日から令和5年3月31日までの日数／（令和4年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（20年）×365（閏年にあつては366とします。））

（エ）令和5年度以降における光信号引込等設備の償却累計額
＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－光信号引込等設備の残存価額）×令和5年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあつては366とします。））

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

附 則（令和6年3月21日東相制第000200000247号及び相制第155500000219号）
この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

附 則（令和6年12月11日東相制第000200000443号及び相制第155500000365号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年12月11日から実施し、この改正規定のうち、第3条（用語の定義）、第47条（守秘義務）、第68条（手数料の支払義務）、第74条の2（手数料の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手数料の遡及適用）、第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）、料金表に定める接続料、第2表第1（工事費）1（適用）第6欄、第2（手数料）1（適用）第17欄、別表2（接続形態）並びに本附則第2項、第4項及び第5項については、令和7年1月1日から実施します。ただし、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）、料金表第1表第2（網改造料）1（適用）第9欄、1-1（網改造料の対象となる機能）第73欄第72欄、第4表（光信号引込等設備に係る負担額）及び本附則第3項については、令和7年2月26日から実施します。

（ルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置）

2 この改定規定の実施前に協定事業者が利用したルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費に係る第74条の2（手数料の実績に基づく精算）に基づく遡及精算及び第75条（工事費及び手数料の遡及適用）に基づく実績精算については、なお従前のおりとしします。

（光信号引込等設備の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

3 この改正規定の実施より前に第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するため	(ア) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	255 円 478 円	
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収	1光信号引込等設備ごとに月額	259 円 482 円

	要する負担額	容等されているもの		
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	254 円 477 円
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1光信号引込等設備ごとに月額	39 円 74 円

(2) 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する前項に規定する負担額の支払いを要しません。

(3) 当社は、第1号に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(4) 当社が光信号引込等設備を撤去する場合における光信号引込等設備の取り扱いについては第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第3項、第5項又は第6項の規定にかかわらずなお従前のとおりとし、協定事業者が負担する額については、次の算出式により算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

ア 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（15,887円 22,266円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}×（1＋貸倒率）

(7) 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあつては366とします。））

(4) 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2－3（年額料金の算定に係る比率）によります。

イ 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
(7) 光信号引込等設備を撤去する場合	9,210円	17,111円
(4) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	292円	315円

(5) 当社は、第1号又は第4号に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

(メタルIP電話接続機能及び光IP電話接続機能に係る経過措置)

4 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間、協定事業者が第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第3条第2項第3号に規定するものをいいます。）又は総合デジタル通信用設備（同項第5号に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則（令和4年5月27日東相制第21-00094号及び西設相制第000249号）第2項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額を、ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第3条第2項第4号の3に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則（令和5年5月26日東相制第22-00094号及び西設相制第000172号）第2項に規定する適用期間にかかわらず、附則（令和3年6月2日東相制第20-00078号及び西設相制第000216号）第2項に規定する光IP電話接続機能と同一の接続料を、それ以外の固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則（令和3年6月2日東相制第20-00078号及び西設相制第000216号）第2項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額をそれぞれ適用することとします。

(メタルIP電話接続機能及び光IP電話接続機能の精算に関する特例措置)

5 当社は、令和7年度の接続料の改定等に係る東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請において、前項に係る機能及び料金額の変更が認可された場合は、第74条（網使用料の実績に基づく精算）の規定にかかわらず、変更前の料金と変更後の料金との差額に、令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとします。

(IP網移行期の接続料における工事費に関する特例措置)

6 協定事業者が第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、PSTNマイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合わせの場」）における協議の結果に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行うときは、当社は申込み時期にかかわらず、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第2項第4号に則り申込みされたものとみなします。

(IP網移行期の接続料における網改造料に関する特例措置)

7 協定事業者が料金表第1表第2（網改造料）1-1表中第4947欄の機能に係る設備を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき利用中止を申込みときは、第66条（網改造料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、意識合わせの場において合意した当該設備の利用中止の期日を含む月までの期間に係る当該網改造料の支払いを要するものとします。

附 則（令和7年3月26日東相制第000200000538号及び相制第155500000449号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施し、この改正規定のうち、本附則第4項については、令和6年12月31日に、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2第9欄ア(7)欄、イ欄及び第10欄（ア(7)欄及びイ(7)欄に規定するものを除きます。）、2-4第4欄ア欄、2-11第2324欄、2-13第2欄（ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。）及び第4欄（ウ欄に規定するものを除きます。）、第5表（その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額）第2（中間配線盤に係るもの）に規定する料金額並びに本附則第5項につ

いては、令和7年1月1日に、それぞれ遡及して適用することとします。また、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-4第4欄イ(サ)欄に係る規定については、令和7年5月19日から、同(シ)欄に係る規定については、令和7年5月23日から、同(ス)欄に係る規定については、令和7年4月16日から、同(セ)欄に係る規定については、令和7年4月21日から実施します。ただし、第74条の2、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第7473欄及び第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）1（適用）第14欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和5年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考	
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに		38.55円 46.00円	—	
優先接続受付手続費		1変更ごとに		189円	—	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア)基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	785,708円	—	
		(イ)加算額		①	117,657円	—
				②	225,435円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.04円	—	
		(イ)		0.01円	—	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		30,366円	—	
	イ欄	1通信用建物ごとに		2,703円 1,750円	—	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1件ごとに		62円 60円	—	
	イ欄	1件ごとに		191円 98円	—	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		675円 747円	—	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		337円 298円	—	

（ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置）

3 令和6年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2（手続費）に規定するルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費については、第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、令和6年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区分	単位	手続費の額	備考

ルーティング番号登録工事等受付手数料	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	(7)(イ)以外の場合	③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	80円 111円	
				(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	80円 111円	
				イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	239円 194円	
同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	アイ以外の場合		1電気通信番号ごとの1件ごとに	683円 753円		
			イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	387円 396円		

（網同期クロック供給機能に関する特例措置）

- 4 協定事業者が第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄での接続により料金表第1表第1（網使用料）2-14（網同期クロック供給機能）の機能を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき接続の終了が申込まれたときは、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、当社の指定電気通信設備との接続を終了する日を令和6年12月31日とみなし、当該機能の利用を開始した期日を含む月から令和6年12月までの期間における網使用料の支払いを要するものとします。

（IP網移行期の接続料における工事費に関する特例措置）

- 5 協定事業者が附則（令和6年12月11日東相制000200000443号）第6項の規定に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行う場合は、料金表第2表第1（工事費）2（工事費の額）2-1（工事費）の表中第33欄イ欄の規定にかかわらず、以下の料金額を適用します。

区 分			単 位	工事費の額	備 考
加入者交換機等 接続回線設置等 工事費	加入者交換機等 接続回線設置等 工事に要する費 用	ア 加入者交 換機と接続する ための接続回線 の廃止に係る工 事の場合	672 回線 (50Mbit/ s 相当) ごとに	199,914 円	
		イ 中継交換機 又は中継交換機 の伝送装置と接 続するための接 続回線の廃止に 係る工事の場合	672 回線 (50Mbit/ s 相当) ごとに	159,115 円	

(網使用料の算定に係る措置)

6 当社は、令和3年4月1日から令和6年12月31日まで適用した料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定するルーティング伝送機能第4欄イ欄の網使用料について、第74条の規定にかかわらず、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、令和3年4月1日から令和6年12月31日までの期間における見込み需要の実績値（以下この附則において「当該実績」といいます。）と当該実績によって算定した精算用料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

(債権譲受手続費に関する特例措置)

6 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第7欄ア(ア)欄について、令和5年度に申請した令和6年度に適用する手続費は、令和6年4月1日に遡って以下の料金額を適用するものとします。

区 分				単 位	手続費の 額	備 考
債権譲受手続 費	第80条 (債権譲 受)の規定 により、当 社が協定事 業者の役務 提供区間に 関わる利用 者料金の債 権をその協 定事業者よ り譲り受け たときに、 当社が行う 利用者料金 の回収業務 に要する費 用	ア イ 以 外 の 場 合	(ア) 電話サービス 又は総合ディ ジタル通信サ ービスの利用 者に対する 料金請求書 の料金内訳 項目を1の協 定事業者が 専有する場 合であって、 請求・収納・ 回収を当社 が行う場合	1内訳項 目ごとに	18.15 円	特 定 中 継 事 業 者 に 適 用 し ま す。

附 則（令和7年4月24日東相制第000200000600号及び相制第155500000532号）
この改正規定は、令和7年4月24日から実施します。

附 則（令和7年6月30日東相制第000200000647号及び相制第155500000575号）
この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。